

事業の概要

令和元年度

目 次

1	沿 革	1
2	事業のあらまし	4
(1)	水道用水供給事業の概要	5
(2)	建設事業の概要	5
(3)	施設概要図	6
3	組 織	7
(1)	機 構 図	8
(2)	事業所所在地	9
(3)	所属別配置職員数	10
(4)	事 務 分 掌	11
4	基 幹 計 画	12
(1)	水道ビジョン	12
(2)	事業計画（平成28～32年度）について	13
5	平成30年度トピックス	14
6	令和元年度事業運営上の見通し	15
7	供 給 水 量	16
(1)	構成団体別企業団供給水量実績	16
(2)	構成団体における企業団供給水量の占める割合	18
(3)	浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移	20
8	財 務	23
(1)	給 水 料 金	23
(2)	損益計算書	28
(3)	貸借対照表	30
(4)	財務分析比率表	31
(5)	令和元年度予算の概要	32
(6)	一般会計からの繰出金	34

9 施設概要	36
(1) 貯水施設	36
ア 三保ダム	36
イ 宮ヶ瀬ダム	38
(2) 取水・導水施設	40
ア 飯泉取水堰、沈砂池	40
イ 導水路	41
ウ 相模大堰、社家ポンプ場	42
(3) 浄水施設	43
ア 伊勢原浄水場	43
イ 相模原浄水場	44
ウ 西長沢浄水場	45
エ 綾瀬浄水場	46
(4) 送水施設	47
ア 創設事業	47
イ 相模川水系建設事業（第1期）	48
10 給水地点	49
(1) 給水系統図	49
ア 酒匂川水系	49
イ 相模川水系	50
(2) 水位関係図	51
参 考	
● 神奈川県内広域水道企業団規約	52
● 水道用水供給事業の設置等に関する条例	54
● 構成団体水道料金一覧表	56

1 沿 革

昭和39年 2 月 1 日	神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の副知事、助役、水道事業管理者その他主要職員で広域水道研究協議会を発足して広域水道について調査研究を開始
昭和40年 2 月28日	広域水道研究協議会が「各事業体の現況」、「広域水道への道」、「広域水道への前進」と題する報告書を作成公表
昭和43年 8 月31日	県知事、3 市長会議で企業団設立を申合せ、設立準備委員会(副知事、各助役で構成)を設置
昭和43年10月14日	企業団設立準備事務局を横浜市中区の横浜商工会議所ビル内に設置
昭和44年 3 月25日	県知事、3 市長他(三浦市長)が相模川高度利用及び酒匂川総合開発水量の水系別配分に関する覚書を締結
昭和44年 3 月27日	企業団設立について横須賀市議会で可決
昭和44年 3 月28日	企業団設立について神奈川県議会で可決
昭和44年 3 月29日	企業団設立について横浜市会で可決
昭和44年 4 月 1 日	企業団設立準備事務局を神奈川区総合庁舎内に移転
昭和44年 4 月21日	企業団設立について川崎市議会で可決
昭和44年 5 月 1 日	自治大臣の許可により企業団設立(企業団規約の許可)
昭和44年 7 月17日	厚生大臣が水道用水供給事業経営認可(創設事業計画の認可、目標年次:昭和50年度、計画 1 日最大給水量:145万4,800 m^3)
昭和44年 9 月 1 日	企業団設立式典を横浜市中区のシルクセンターで開催
昭和45年 3 月25日	酒匂ダム(仮称)及び飯泉取水施設の建設に関する基本協定書を県と締結
昭和46年12月21日	酒匂川における水利使用許可(小田原市分を除く 1 日最大取水量は156万4,300 m^3)
昭和46年12月27日	自治大臣が企業団規約一部変更許可(事務所の移転及び構成団体列記順序の変更)企業団事務所を横浜市旭区の新庁舎に移転
昭和48年 6 月30日	厚生大臣が水道用水供給事業変更認可(臨時給水に係る取水地点の変更及び浄水方法の変更、目標年次:昭和50年度、計画 1 日最大給水量:145万4,800 m^3)
昭和48年 7 月 1 日	相模原畑地かんがい用水により臨時給水を開始
昭和49年 3 月17日	一部給水記念式を飯泉取水管理事務所で開催
昭和49年 4 月 1 日	神奈川県、横浜市及び川崎市へ一部給水を開始 (1 日最大給水量:65万1,000 m^3 、給水料金:基本料金37円/ m^3 及び使用料金 3 円/ m^3)
昭和49年 5 月17日	酒匂ダム(仮称)起工式
昭和50年 4 月 1 日	酒匂ダム(仮称)を三保ダムと命名
昭和50年11月19日	宮ヶ瀬ダム建設計画について企業団企業長及び 4 構成団体の長により協議が行われ、利水者を企業団とすること及び暫定水量配分について合意
昭和51年 4 月 1 日	給水料金を基本料金53円/ m^3 、使用料金 5 円50銭/ m^3 に改定
昭和52年 2 月21日	三保ダムの貯水池を丹沢湖と命名
昭和53年 2 月28日	三保ダム湛水開始
昭和53年 4 月 3 日	横須賀市へ一部給水開始
昭和53年 7 月 1 日	1 日最大給水量を65万1,000 m^3 から100万 m^3 へ増量
昭和53年 7 月28日	三保ダム竣工式
昭和53年 8 月 2 日	建設大臣に宮ヶ瀬ダムに係るダム使用权の設定を申請

昭和53年12月 4 日	建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画を告示（企業団はダム使用権設定予定者で1日最大取水量130万 m^3 ）
昭和54年 4 月 1 日	創設事業による全量給水開始（1日最大給水量145万4,800 m^3 ）
昭和54年 7 月23日	創設事業完成記念式を相模原浄水場で開催
昭和55年 3 月 5 日	厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系建設事業計画（第1期）の認可、目標年次：昭和67年度、計画1日最大給水量：203万2,300 m^3 ）
昭和55年 3 月28日	内閣総理大臣が宮ヶ瀬ダムに係る水源地域整備計画決定を公示
昭和55年12月27日	県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を策定
昭和56年 2 月 9 日	宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を県、清川村、津久井町及び厚木市と締結
昭和56年 4 月 1 日	給水料金を基本料金59円/ m^3 、使用料金 7 円50銭/ m^3 に改定 酒匂川における水利使用更新
昭和57年 2 月 1 日	一般会計出資の実施に関する協定書を 4 構成団体と締結
昭和58年 1 月19日	宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を愛川町と締結
昭和61年11月 7 日	建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更を告示（県営発電事業の参加等）
平成元年 8 月 1 日	給水料金に消費税を転嫁
平成元年10月 2 日	宮ヶ瀬ダム本体着工式
平成 2 年12月 6 日	一般会計出資の実施に関する協定書（昭和57年 2 月 1 日締結）を変更する協定書を 4 構成団体と締結
平成 3 年 4 月 1 日	使用料金の一部を改定（1日最大給水量を超えた分に係る使用料金を200円に設定） 酒匂川における水利使用更新
平成 3 年 5 月28日	一般会計からの繰出しの実施に関する協定書を 4 構成団体と締結（平成 2 年12月 6 日締結の協定書を変更）
平成 5 年 4 月 1 日	給水料金を基本料金67円/ m^3 、使用料金 8 円50銭/ m^3 に改定
平成 7 年 5 月12日	相模川における水利使用許可（1日最大取水量62万1,000 m^3 ）
平成 7 年10月26日	宮ヶ瀬ダム湛水開始、ダムの貯水池を宮ヶ瀬湖と命名
平成10年 6 月10日	相模川における平成10年度暫定水利使用許可（1日最大取水量12万9,000 m^3 ）
平成10年 7 月23日	相模川水系による 4 構成団体への一部給水を開始（1日最大給水量12万 m^3 ） 1日最大給水量を145万4,800 m^3 から157万4,800 m^3 へ増量
平成11年 3 月31日	建設大臣がダム使用権設定前の多目的ダムの利用許可（宮ヶ瀬ダム）
平成11年 4 月 1 日	1日最大給水量を157万4,800 m^3 から168万7,300 m^3 へ増量
平成11年11月25日	相模川水系建設事業計画（第2期）策定の先送り及び寒川取水施設等の企業団の暫定使用を 4 構成団体と合意
平成12年 4 月 1 日	1日最大給水量を168万7,300 m^3 から191万9,800 m^3 へ増量
平成12年11月22日	寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書を 4 構成団体と締結
平成12年12月 2 日	宮ヶ瀬ダム竣工式
平成13年 3 月23日	県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を改定
平成13年 3 月29日	厚生労働大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系寒川事業計画の認可、目標年次：平成27年度、計画1日最大給水量：253万4,840 m^3 ）
平成13年 3 月30日	相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を125万4,800 m^3 へ増量及び取水口の追加）

平成13年 4 月 1 日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を設定
相模川水系寒川事業による神奈川県、横浜市及び横須賀市へ一部給水を開始（1 日最大給水量：47万4,500m³、給水料金：神奈川県17円30銭／m³・横浜市及び横須賀市17円50銭／m³）
1 日最大給水量を191万9,800m³から239万4,300m³へ増量

平成13年 4 月17日 総務大臣が企業団規約一部変更許可（議員定数の削減及び特別職たる副企業長の設置）

平成13年 4 月20日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムの建設の完了（平成13年 3 月31日）を公示

平成13年10月 2 日 酒匂川における水利使用更新

平成13年10月10日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を登録

平成15年 4 月 1 日 相模川水系寒川事業における水道法に基づく業務委託の開始（水道法の改正に伴い施設分割管理方式から委託方式に変更）
1 日最大給水量を239万4,300m³から251万3,300m³へ増量
給水料金を基本料金51円／m³、使用料金10円／m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金に基本料金24円80銭／m³を新設

平成16年 5 月17日 相模川における水利使用変更許可
（1 日最大取水量を125万4,800m³から125万2,100m³へ減量及び県水創設取水口の削除）

平成18年 4 月 1 日 相模川水系建設事業（第 1 期）による全量給水開始
平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除の実施
（定率免除額：免除前の基本料金の12%に相当する金額、定量免除額：1 日当たり2,000m³の基本水量に対する基本料金に相当する金額）
1 日最大給水量を251万3,300m³から262万5,800m³へ増量

平成20年 3 月13日 虹吹小水力発電（現 相模原小水力発電所）における水利使用許可（1 日最大取水量35万9,000m³）

平成20年 4 月 1 日 給水料金を基本料金42円50銭／m³、使用料金10円80銭／m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を25円／m³に改定

平成20年12月22日 平成19年度繰越事業が終了し、相模川水系建設事業（第 1 期）に係る全ての工事が完了

平成23年 4 月 1 日 給水料金を基本料金40円50銭／m³、使用料金を12円50銭／m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を22円30銭／m³に改定

平成24年 7 月31日 相模川における水利使用変更許可（1 日最大取水量を128万600m³に増量）

平成25年 3 月15日 酒匂川における水利使用更新
相模原小水力発電所における水利使用更新（1 日最大取水量34万9,900m³）

平成27年 4 月 1 日 広域水質管理センター開設

平成28年 4 月 1 日 給水料金を基本料金36円80銭／m³、使用料金を14円／m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を17円30銭／m³、使用料金を神奈川県19円60銭／m³・横浜市及び横須賀市19円50銭／m³に改定

平成30年 3 月16日 相模川における水利使用更新

2 事業のあらまし

神奈川県及び横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水の万全を図ってきたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。県及び3市は協議の結果、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、昭和44年5月、神奈川県内広域水道企業団を設立した。企業団は、これら4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合で、各構成団体の議会から選出された議員からなる独立の議会を置いている。

創設事業は、4構成団体に1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するため、酒匂川の支川河内川上流に三保ダムを築造し、その下流の小田原市飯泉地点に取水堰を設けるとともに、導水・浄水・送水施設を建設したものであり、昭和44年度から昭和53年度までの10箇年の工期と総事業費約2,891億円をもって実施し、昭和49年4月に一部給水を開始した後、昭和54年4月には全量給水体制を確立した。

一方、4構成団体においては将来の水需要を配慮し、建設省（現国土交通省）が新たに相模川水系中津川に建設する宮ヶ瀬ダムによって開発される1日最大取水量130万立方メートルの利水者を企業団とすることで合意し、企業団はダム使用権設定の申請を行い、昭和53年12月、「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」においてダム使用権設定予定者となった。

これを受けて企業団は、4構成団体への水道用水の供給量を1日最大120万9,000立方メートル増量するための施設を建設する（宮ヶ瀬ダム負担金を含む。）相模川水系建設事業の基本計画を作成したうえ、計画を2期に分割し、当面、1日最大給水量57万7,500立方メートルを供給する施設を建設する相模川水系建設事業（第1期）を実施することとした。

建設省（現国土交通省）の直轄事業として進められた宮ヶ瀬ダム建設事業は、平成元年10月に本体工事に着手し、平成7年10月には湛水を開始した。その後、ダム本体工事の完了後に最後まで残っていた道志導水路の完成により平成13年3月に建設工事全体が完了し、平成13年度からは本格運用が開始されている。

また、企業団が行う水道施設整備（専用工事）については、昭和55年度から順次着手し、基幹施設である相模取水施設及び綾瀬浄水場の施設整備が完成したことから、当面の水需要に対応するため、平成10年7月から一部給水を開始した。さらに、社家・伊勢原間導水施設及び相模原浄水場の増強工事の完成により、平成18年4月からは1日最大給水量57万7,500立方メートルの供給体制が整備された。

なお、相模川水系建設事業（第1期）としての工事は、平成19年度繰越工事が平成20年12月で全て完成し、工期28箇年、総事業費約7,329億円をもって完了した。

平成13年度からは、宮ヶ瀬ダム開発水量の一部について、構成団体の水道施設を暫定的に使用して水道用水を供給する相模川水系寒川事業を開始しており、現在は、創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）で整備した水道施設を使用する直営事業と、相模川水系寒川事業により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める状況にある。

このように、神奈川県内広域水道企業団は、2つの水系を水源とした大規模水道用水供給事業者として、4構成団体の水道事業を通じ、県民の生活基盤を支えている。

参考 相模川水系建設事業における計画一日最大給水量

	全 体	第1期事業
神 奈 川 県	609,700立方メートル	291,200立方メートル
横 浜 市	464,000立方メートル	221,700立方メートル
川 崎 市	21,800立方メートル	10,400立方メートル
横 須 賀 市	113,500立方メートル	54,200立方メートル
計	1,209,000立方メートル	577,500立方メートル

(1) 水道用水供給事業の概要

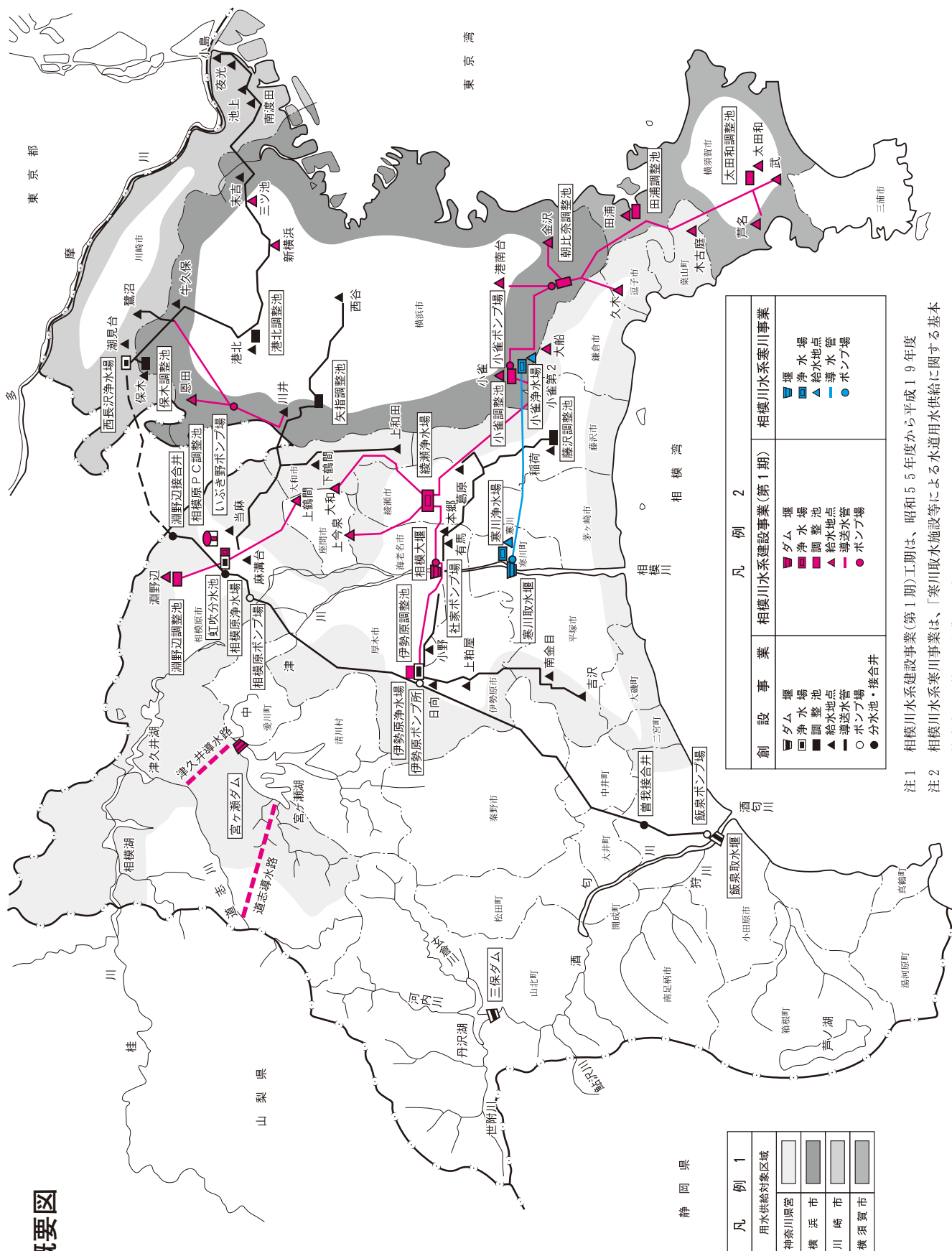
		直 営 事 業	寒川事業（暫定事業）	計
内 容		飯泉取水地点（酒匂川）及び社家取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市に対して水道用水を供給している。 創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）において整備した水源及び施設により、企業団が直営で実施している。	寒川取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市及び横須賀市（3構成団体）に対して水道用水を供給している。 宮ヶ瀬ダム開発水の一部と3構成団体が所有する既存の寒川取水施設等を暫定的に使用し、企業団が神奈川県及び横浜市に委託して実施している。＊	
一日最大給水量	神奈川県	669,400立方メートル	318,500立方メートル	987,900立方メートル
	横 浜 市	784,500立方メートル	242,300立方メートル	1,026,800立方メートル
	川 崎 市	505,600立方メートル		505,600立方メートル
	横須賀市	72,800立方メートル	59,300立方メートル	132,100立方メートル
	計	2,032,300立方メートル	620,100立方メートル	2,652,400立方メートル
主 要 施 設		三保ダム、宮ヶ瀬ダム、飯泉取水堰、相模大堰、導水ポンプ場、導水トンネル、導水管、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、送水管、送水ポンプ場、調整池、給水地点	宮ヶ瀬ダム、寒川取水堰、取水ポンプ場、導水路、寒川第3浄水場、小雀浄水場、送水ポンプ所、給水地点	

※ 相模川水系建設事業は、宮ヶ瀬ダム開発水によって一日最大120万9,000立方メートルの供給量の増加を図るものであり、第1期事業では一日最大57万7,500立方メートルを供給する施設を整備した。残る供給量にかかる施設整備は第2期事業で行うこととしているが、平成11年11月に4構成団体と企業団が協議した結果、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間、第2期事業の計画は策定せず、神奈川県等が所有する既存の寒川取水施設等を企業団が暫定的に使用して、川崎市を除く3構成団体に対し水道用水を供給することとなった（寒川事業）。平成13年4月1日に開始した寒川事業は、平成15年4月1日以降、水道法に基づく第三者委託として事業を実施している。

(2) 建設事業の概要

		創 設 事 業	相模川水系建設事業（第1期）	計
内 容		神奈川県西部を流れる酒匂川の支川河内川上流に貯水ダム（三保ダム、県企業庁管理）を築造し、下流の小田原市飯泉地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し日量145万4,800立方メートルの水道用水を供給するための施設整備を行った。	神奈川県中央部を流れる相模川の支流中津川の上流に貯水ダム（宮ヶ瀬ダム、国土交通省直轄）を築造し、相模川左岸の海老名市社家地先、右岸の厚木市岡田地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し日量57万7,500立方メートルの水道用水を供給するための施設拡張等を行った。	
計 画 一日最大 給 水 量	神 奈 川 県	378,200立方メートル	291,200立方メートル	669,400立方メートル
	横 浜 市	562,800立方メートル	221,700立方メートル	784,500立方メートル
	川 崎 市	495,200立方メートル	10,400立方メートル	505,600立方メートル
	横 須 賀 市	18,600立方メートル	54,200立方メートル	72,800立方メートル
	計	1,454,800立方メートル	577,500立方メートル	2,032,300立方メートル
工 期		昭和44年度～昭和53年度(10箇年)	昭和55年度～平成19年度(28箇年)	
給水開始	一 部 給 水	昭和49年 4 月 1 日	平成10年 7 月23日	
	全 部 給 水	昭和54年 4 月 1 日	平成18年 4 月 1 日	
事 業 費	貯水工事費	73,099,471千円	269,466,845千円	342,566,316千円
	取水工事費	4,937,606千円	32,284,586千円	37,222,193千円
	導水工事費	47,370,152千円	42,610,338千円	89,980,489千円
	浄水工事費	33,918,393千円	61,084,460千円	95,002,853千円
	送水工事費	75,009,170千円	134,876,778千円	209,885,948千円
	用地及び補償費	12,771,163千円	29,107,386千円	41,878,549千円
	そ の 他	42,052,909千円	163,499,478千円	205,552,386千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円
財 源	国庫補助金	37,876,948千円	189,551,758千円	227,428,706千円
	企 業 債	249,969,000千円	385,489,335千円	635,458,335千円
	出 資 金	0千円	132,470,000千円	132,470,000千円
	一 般 財 源	1,312,916千円	25,418,778千円	26,731,694千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円

(3) 図要施設概要



注1 相模川水系建設事業(第1期)工期は、昭和55年度から平成19年度

注2 相模川水系寒川事業は、「寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書」に基づき企業が使用する施設

3 組 織

議 会

企業団の議会議員の定数は11人で、その議員は、構成団体の議会から選出された議員で構成されており、内訳は次のとおりである。

神奈川県	3 人
横 浜 市	4 人
川 崎 市	3 人
横須賀市	1 人

なお、議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

また、議会に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

執行機関

企 業 長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は、構成団体の長から共同任命され、その任期は4年で、特別地方公共団体の長として企業団を統轄し、これを代表する。

副企業長

企業団に副企業長1人が置かれている。副企業長は、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年で、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

補助職員

企業団に企業長の権限に属する事務の執行を補助する企業職員が置かれており、企業長が任命し、その定数は条例で400人と定められている。

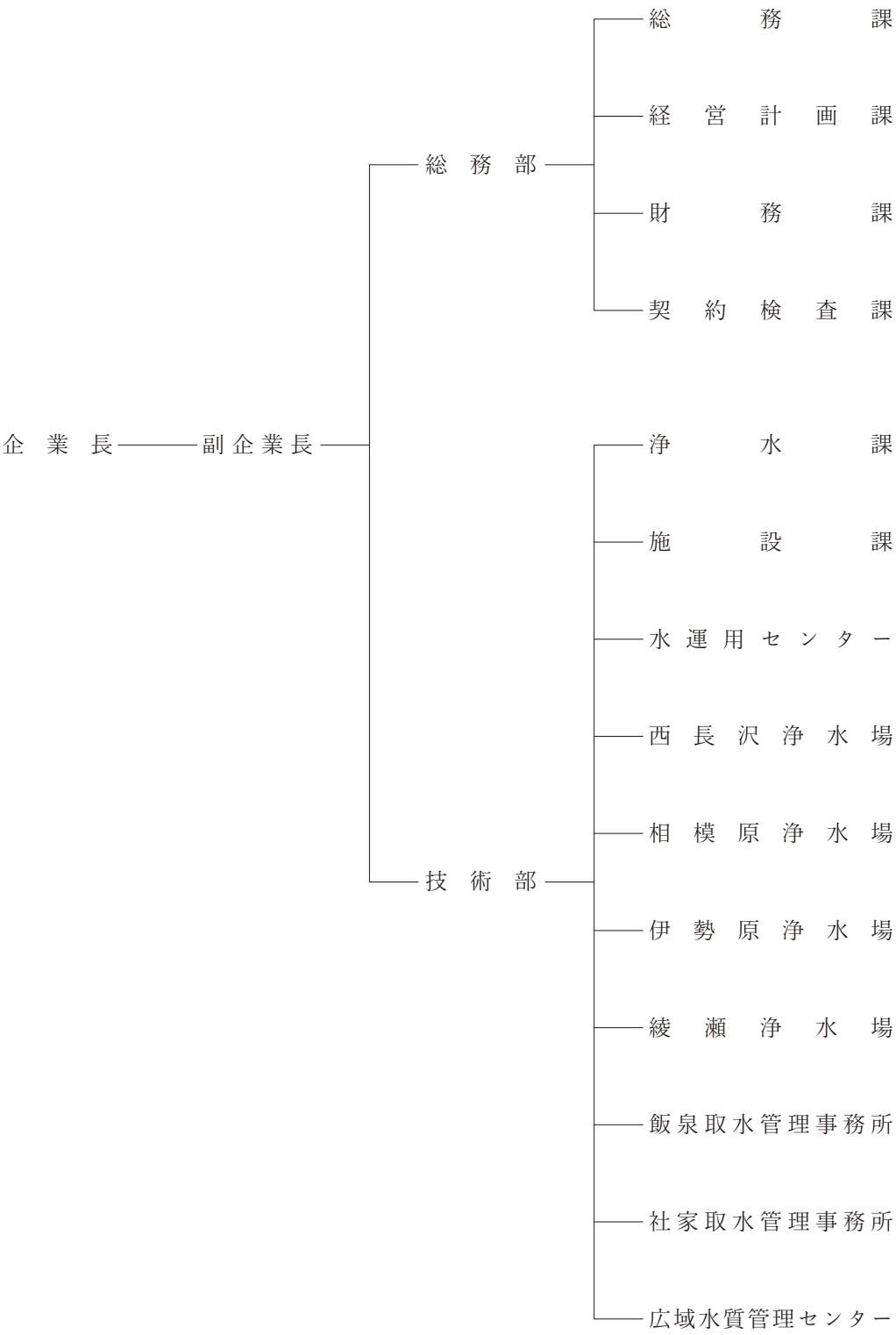
組織としては、総務部及び技術部が条例で置かれ、また各部に課（場・所・センター）が置かれている。

監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は3年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

(1) 機 構 図 (平成31年 4 月 1 日現在)



議 会 ——— 議会事務局
監 査 委 員 ——— 監査事務局

(2) 事業所所在地

(平成31年4月1日現在)

事業所名		所在地
本 庁	総務部 技術部	〒241-8525 横浜市旭区矢指町1194番地 電 話 045 (363) 1111 (代) F A X 045 (363) 1121
西 長 沢 浄 水 場		〒216-0013 川崎市宮前区潮見台4番1号 電 話 044 (977) 3761 F A X 044 (977) 9416
相 模 原 浄 水 場		〒252-0335 相模原市南区下溝2714番地 電 話 042 (778) 3251 F A X 042 (778) 5275
伊 勢 原 浄 水 場		〒259-1101 伊勢原市日向1297番地 電 話 0463 (93) 3951 F A X 0463 (92) 2055
綾 瀬 浄 水 場		〒252-1124 綾瀬市吉岡887番地 電 話 0467 (70) 9832 F A X 0467 (70) 9834
飯 泉 取 水 管 理 事 務 所		〒250-0863 小田原市飯泉884番地 電 話 0465 (48) 1102 F A X 0465 (48) 1698
社 家 取 水 管 理 事 務 所 広 域 水 質 管 理 セ ン タ ー		〒243-0424 海老名市社家4587番地 社家取水管理事務所 電 話 046 (239) 2810 F A X 046 (239) 2815 広域水質管理センター 電 話 046 (239) 2816 F A X 046 (239) 2819

(3) 所属別配置職員数

(平成31年4月1日現在)

区 分		事 務	技 術	計
総 務 部	総 務 課	28 (4) 人	7 人	35 (4) 人
	経 営 計 画 課	4	4	8
	財 務 課	13 (1)		13 (1)
	契 約 検 査 課	5	7	12
技 術 部	浄 水 課	4 (1)	15	19 (1)
	施 設 課	4	24	28
	水 運 用 セ ン タ ー		29 (1)	29 (1)
	西 長 沢 浄 水 場	3	32 (1)	35 (1)
	相 模 原 浄 水 場	3 (1)	35 (1)	38 (2)
	伊 勢 原 浄 水 場	3	16 (1)	19 (1)
	綾 瀬 浄 水 場	3	30 (1)	33 (1)
	飯 泉 取 水 管 理 事 務 所	3	28 (3)	31 (3)
	社 家 取 水 管 理 事 務 所	3	22 (3)	25 (3)
	広域水質管理センター	3	21	24
合 計		79 (7)	270 (11)	349 (18)

注1 企業長、副企業長を除く

注2 理事は総務課、部長は総務課、浄水課に算入

注3 併任職員を含む

注4 () 内は、再任用職員で内数

(4) 事務分掌

(平成31年4月1日現在)

部	課	事務分掌
総務部	総務課	総務部の所掌事務の企画及び調整、庁用自動車及び借上自動車の総括管理、広報、訴訟・和解等の総括、議会の招集及び議案の発議等、庁舎（他課の主管に属するものを除く。）、職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事、組織及び権限の委任等、職員の給与等、職員の旅費、職員の公務災害補償、人材育成及び職員研修、福利厚生及び安全衛生、職員の労働条件及び団体交渉、労働協約及び苦情処理、職員の賠償責任、地方職員共済組合、公舎（他課の主管に属するものを除く。）、庁舎及び公舎の運営管理、情報公開、個人情報保護、条例案・規則案・規程案・告示案・訓令案・要綱案その他これらに準ずるものの審査及び法令の解釈、業務状況の公表、条例・規則・規程その他これらに準ずるものの原本の整理保存、公布及び公表、公印、業務の改善、電子計算組織利用業務（水運用及び水処理に関するものを除く。）の総合的企画、調整及び指導、情報通信ネットワークの総合的運営管理、総務部及び技術部の庶務（旅費（精算払に限る。）の支給に限る。）、その他
	経営計画課	事業経営に係る基本計画及び重要施策の企画及び総合調整、事業経営の効率化に係る企画、調整及び実施、長期財政計画、給水料金の改定、事業経営の資料の収集、分析及び調査、長期施設整備、水道用水供給事業の基本計画の策定及び認可、水源の確保及び水需給、ダム負担金及びダム使用権の協議及び調整、その他事業経営に係る調査、企画及び調整
	財務課	予算の編成及び執行管理、経理の指導及び調整、決算、一時借入金、企業債、補助金、出資金その他資金、出納取扱金融機関、金銭及び有価証券の出納及び保管、工事の精算の総括、証書類の保管、その他財務事務の総括、不動産の取得及び借入れ、不動産の登記、損失補償事務の総括、固定資産事務の総括、物品（災害用貯蔵品を除く。）事務の総括、知的財産権の取得、管理及び処分
	契約検査課	工事、製造等の請負、物品の調達その他の契約、指名業者の選定、その他契約事務の総括、工事等の設計・監督に係る指導及び啓発、設計等の技術審査、工事の安全点検、工事及び計画調査業務委託の検査、工事及び業務委託の設計及び施行に係る基準、その他工事に関する制度の調査及び検討
技術部	浄水課	技術部所掌事務の企画及び調整、水道技術管理者の職務、給水料金の収入調定、水道施設の新設・改良及び修繕の計画調査、水道技術の調査研究、国及び他の地方公共団体との技術的協議及び連絡調整、浄水技術に係る懸案事項の検討、ダム負担金の支払、水運用センターの庶務一般、電気工作物の保安に係る運営及び連絡調整、災害対策及び危機管理、災害用貯蔵品事務の総括、その他
	施設課	建設工事及び建設改良工事に係る施設の調査、設計及び施行（水運用センター、場又は所に係るものを除く。）、修繕工事の調査及び設計並びに建設工事及び建設改良工事に係る連絡調整、庁舎（場又は所に属する庁舎並びに庁舎内の危険物貯蔵庫及び小水力発電所を除く。）、公舎の修繕及び修繕工事、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。センター管理棟及び小水力発電所を含む。）の建設・改良・改良工事・計画調査委託、公舎の建設・改良・改良工事・計画調査委託、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。）内の受配電設備及び非常用発電設備に関すること
	水運用センター	取水、導水、浄水、送水量等水運用の計画及び調整、構成団体との水道用水供給量の連絡調整、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。）内の危険物貯蔵庫及び小水力発電所（発電設備、排水ポンプ及び給排水衛生設備を含む。）に関すること（他課の主管に属するものを除く。）、通信設備の保安に係る運営及び連絡調整
	西長沢浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	相模原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	伊勢原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	綾瀬浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	飯泉取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	社家取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（施設課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行
	広域水質管理センター	水質に係る企画及び調整、水源水域の水質調査、水質検査計画に基づく水質の検査、水処理に係る調査研究、構成団体等との水質に係る連絡調整、社家取水管理事務所に係る水質検査計画に基づく水質管理

4 基 幹 計 画

(1) 水道ビジョン

企業団は、「かながわの水道用水供給ビジョン」を平成18年度に策定したが、平成22年度にはこの間の事業環境の変化に対応するため、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「かながわの水道用水供給ビジョン 平成22年度フォローアップ版」を新たに策定し、これに基づき事業運営を行ってきた。

平成27年度には計画期間の中間年を迎えたことから、内容を点検・精査のうえ一部改訂し、「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23～32年度）平成27年度フォローアップ版」を策定した。この平成27年度フォローアップ版においても当初に掲げた「安全で良質な水道水を送り続けるトップレベルの広域水道」という将来像実現のために、次の6つの目標の達成を目指している。

目標1 水道用水の品質向上

県民・市民の皆様が安心して利用できる「水道用水の品質」の管理を徹底するため、より高いレベルの水質目標を設定するとともに、「水安全計画（Water Safety Plan）」の考え方に基づいて、水源から給水地点までを一連の工程として位置づけ、徹底した品質管理を行っていく。

目標2 水道用水の効率的な安定供給

将来にわたり安定した水道用水の供給を維持するために、アセットマネジメントの取組みを進めて、施設の維持管理を効率化して設備保全を適切に実施するとともに、リスク評価に基づいた適切な施設の更新改良を行う。

また、水運用にあたっては、構成団体の需要に対して弾力的に対応可能な用水供給を行っていく。

目標3 災害や事故に強い広域水道

災害・事故時において構成団体への安定供給とバックアップを確実に行えるように、施設の耐震化、構成団体を含めた原水・浄水のバックアップ体制の強化、危機管理対策の強化等について、総合的な災害・事故対策に取り組む。

目標4 経営基盤の強化

企業団の事業展開を支える財務体質の強化に努めながら、必要な施設の更新改良を進めるための所要資金を確保する。

また、社会の変化に対応できる組織体制の整備を進め、組織を支える人材育成の充実を図っていく。

目標5 地球環境の保全

現在、CO₂等の温室効果ガスによる地球温暖化が地球規模で懸念されているため、節電の取組みや再生可能エネルギーの活用等により、CO₂排出量の削減に取り組んでいく。

また、浄水処理で発生するスラッジ（汚泥）は有効利用100%を継続し、将来に向け、安定したスラッジの有効利用について検討していく。

さらに、河川水を利用する事業者として、河川環境の保全に協力していく。

目標6 多様な広域化

将来にわたって安全で良質な水道用水を送り続けるため、神奈川県内水道事業検討委員会の報告内容を基本として、構成団体と協力し、施設の共通化・広域化に向けた連携を図っている。

県内水道システムの再構築に向けては、神奈川県内水道事業検討委員会の報告書に示されている広域化の将来像を見据えながら、企業団としての取組みを進めるとともに、「5事業者水道事業連携推進会議」の枠組みの中で、構成団体と協力して今後の取組みを検討・実施していく。

(2) 事業計画（平成28～32年度）について

この事業計画は、「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23～32年度）～平成27年度 フォローアップ版～」に掲げた施策群の実現へ向け、平成23～27年度を計画期間とした「5か年事業計画」に引き続き、後半5か年間（平成28～32年度）に実施する工事等を定める『事業計画』として策定するものである。

計 画 期 間：平成28～32年度（5か年）

総 事 業 費：415億円

基 本 方 針：「かながわの水道用水供給ビジョン」で定められている6つの目標を達成するため、以下の6つに分類した事業を実施する。その中でも「老朽化対策（施設更新・修繕工事）」及び「耐震化事業」に重点的に取り組む。

（単位：億円）

事業名称	主 要 な 取 組 み	主 な 内 容	合 計
水 道 用 水 の 品 質 向 上	臭気物質の監視体制強化	西長沢浄水場へのかび臭センサー導入の拡大	1
	新たな浄水処理プロセスについての検討	新たな浄水処理プロセスの導入検討	
老 朽 化 対 策 (施設更新)	監視制御設備の計画的な更新	水運用センター・浄水場・ポンプ場の監視制御設備の更新	213
	薬品注入設備の計画的な更新	相模原浄水場・西長沢浄水場・綾瀬浄水場の薬品注入設備の更新	
	伊勢原浄水場排水処理設備の更新	伊勢原浄水場排水処理設備の更新	
	管路整備を行うための検討	今後整備が必要な路線についての検討	
老 朽 化 対 策 (修繕工事)	排水処理設備の修繕	排水処理設備の適切な管理に基づく修繕	91
	施設の長寿命化を図る修繕	沈でん池・ろ過池構造物における防食塗装等の大規模修繕	
		劣化の進むろ過池付帯設備の修繕	
管 路 保 全	管路の電食・マクロセル腐食対策	電食・マクロセル腐食対策の推進	4
	補修材料の備蓄	管路の補修材料の備蓄	
耐 震 化 事 業	導水施設の耐震化	相模原ポンプ場吸水井等の耐震補強	89
	浄水施設の耐震化	相模原浄水場・西長沢浄水場の耐震補強、相模原浄水場内の連絡管の設置	
	送水施設の耐震化	各調整池・相模原送水ポンプ所の耐震補強	
危機管理対策	非常用発電設備のガスタービン化	浄水場・ポンプ場の非常用発電設備を災害に強いガスタービン発電設備に更新	18
	相模原ポンプ場の危機管理体制強化	相模原浄水場～相模原ポンプ場間のデータ伝送を無線化	
		導水ポンプ停止時のバックアップ能力の強化	
合 計			415

平成30年3月に、消費税の増税時期が平成31年10月に延期されたことに伴う事業費の消費税率の修正を行った。事業ごとに四捨五入しているため合計額は必ずしも一致しない。

5 平成30年度トピックス

平成30年度のトピックスは以下のとおりである。

1 新ビジョン策定に向けた取り組み

企業団では、経営指針である「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23～令和2年度）平成27年度フォローアップ版」が、計画期間終了まで2年余りとなったことから、概ね20年先の将来を見据えた令和3年度以降の新ビジョンの検討に本格的に着手した。

検討に当たって、若手職員を中心とした「新ビジョン検討プロジェクトチーム」を組織するとともに、専門的見地から意見・助言を得ることを目的に、平成31年3月1日に外部有識者・構成団体職員からなる「新ビジョン検討委員会」（座長：東洋大学経営学部教授（当時）石井晴夫氏）を設置した。

平成31年3月27日には、第1回新ビジョン検討委員会を開催し、現行ビジョンにおけるこれまでの取り組みや、企業団を取り巻く事業環境等を踏まえた「現状分析」を議題として審議を行った。

2 施設管理システムの構築

企業団では、施設の維持管理業務の効率化とアセットマネジメントの実践を目的として、令和2年度からの「施設管理システム」の導入を目指して準備を進めている。

このシステムは、設備管理台帳と施設の点検・補修・更新のデータ等を一元的に管理し、データの蓄積と施設の劣化度等の分析を可能とするもので、この分析結果に基づいて、長期的な施設の更新需要の算定を行うアセットマネジメントの実践を図るものである。また、タブレット端末を使った維持管理業務に移行し、点検結果の入力保存を現場で直接行い、マニュアル等を電子データで閲覧できるようにすることで、維持管理業務の効率化を図るものである。

平成30年度は、平成29年度に契約を締結した「施設管理システム構築事業」において、システム仕様の協議等を実施したほか、若手職員を中心とした検討会議を開催し、システムの構築に向けた検討を進めた。

3 個別外部監査の実施

企業団における事務・事業の適正な執行等を確認するため、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」を監査対象として、個別外部監査を実施した。

監査の結果として、法令、条例、規則等に反していると判断される事項等である「結果」については、財務・会計事務について5件、人事労務について2件、資産管理について1件の計8件の報告を受けた。また、経済性・効率性・有効性の視点から組織及び事業の運営合理化のために、今後、改善・検討を求められる事項である「意見」については、33件の報告を受けた。

なお、「結果」の8件については、平成31年3月31日までにすべて措置を完了した。

4 神奈川広域水道サービス株式会社のあり方等に関する答申を踏まえた取り組み

企業団では、平成29年3月に有識者からなる「神奈川広域水道サービス株式会社将来構想検討委員会」の答申を受けた。

サービス会社のあり方については、答申に示された提案事項を踏まえ、サービス会社の自立化に向けて民間出資者との協議を進めてきた。その結果、民間出資者主体の自立化を進めるため、企業団の持株全てを民間出資者に譲渡し、民間2社のみが出資する形でサービス会社を存続させることで合意し、平成31年2月7日に株式譲渡契約を締結し、譲渡手続きを完了した。

宿泊研修所丹沢荘については、答申に示された提案事項や譲渡に当たっての企業団議会及び地元関係者からの要望等を踏まえ、丹沢荘をできる限り宿泊施設として存続させることを前提として、宿泊施設の経営・投資能力を有する者に譲渡することとし、条件付き一般競争入札を行った。その結果、県内で旅館等を営む事業者が落札し、平成30年9月28日に引渡しを完了した。

6 令和元年度事業運営上の見通し（予算での重点的な取組み）

令和元年度予算は、4年目を迎える「事業計画」及び「財政計画」（ともに平成28～令和2年度）について、事業計画の総仕上げに向け、当初3ヵ年の実績を踏まえ安定供給に必要な施設整備等を着実に推進する予算として編成した。（予算の概要は32～33頁参照）。

なお、令和元年度の事業運営に当たっては、以下のポイントを重点項目として取り組んでいく。

1 施設老朽化対策と管路保全対策の着実な実施

施設老朽化対策については、事業計画における重点施策と位置づけ、伊勢原浄水場排水処理設備や相模原浄水場薬品注入設備の更新など、計画に基づく施設更新を行うとともに、各浄水場・取水管理事務所の電気・機械設備のオーバーホールなどの計画的な修繕による施設の長寿命化を着実に実施する。

管路保全対策については、導水管路の腐食防止対策として、朝比奈調整池にマクロセル腐食防止装置を設置する。

2 地震対策の推進と危機管理対策の強化

地震対策についても、施設耐震化を事業計画における重点施策と位置付け、前年度に引き続き西長沢浄水場沈でん池の耐震補強工事を進めるとともに、新たに相模原浄水場の塩素混和池の耐震補強工事に着手するなど、「施設耐震化事業基本計画」に掲げた目標である主要施設耐震化率100%を令和5年度までに達成するための取組みを着実に進める。

また、危機管理対策については、この間、停電による導水ポンプ停止時のバックアップ機能を強化するため、相模原ポンプ場に小型ポンプ及び非常用発電設備を整備する検討を行ってきたが、平成29年7月に発生した導水ポンプ故障に伴う事故を受け、より迅速に導水量を確保するため、ポンプと発電機的能力を見直すほか、想定最大規模の降雨を対象にした取水施設の浸水対策の検討を開始する。

3 設立50周年の取組み等

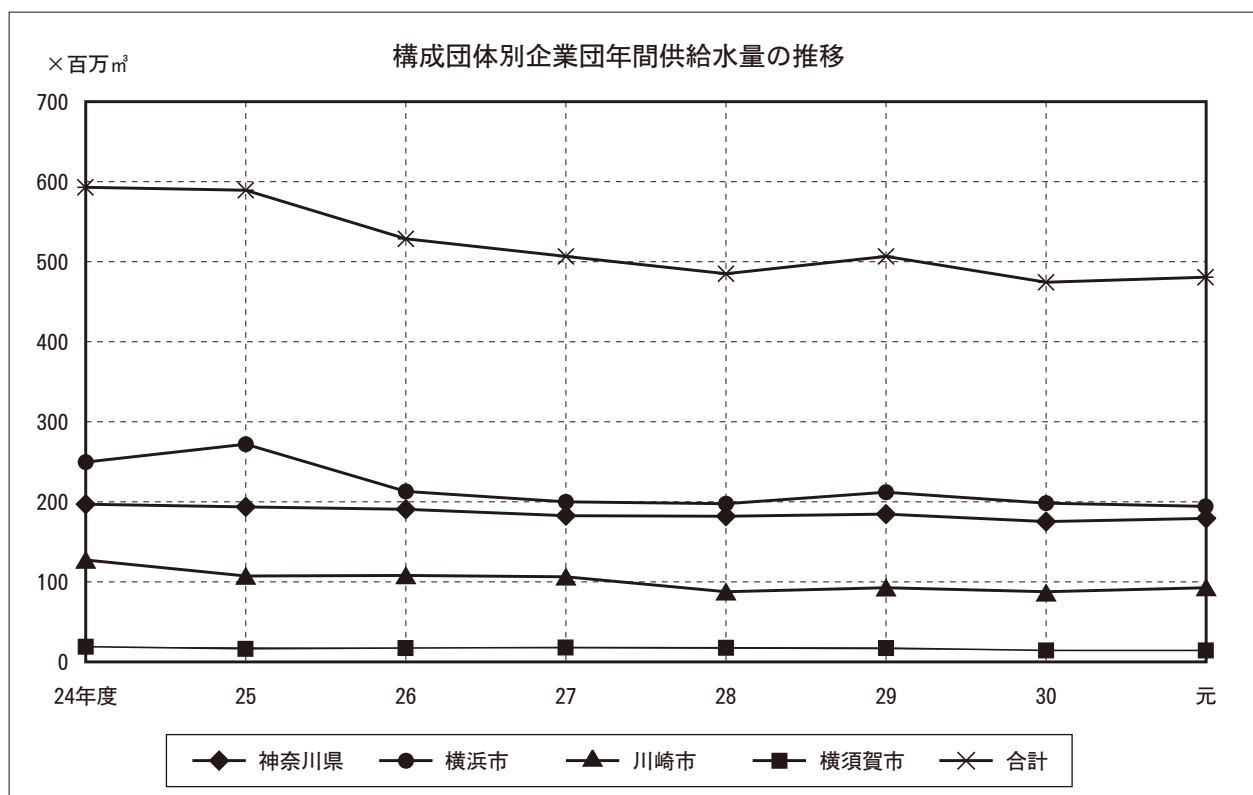
企業団は令和元年度に設立50周年を迎えることから、50周年記念式典のほか、みずきフェスタにおける作文コンクールや50年史の作成などを行い、50年の歩みを振り返る。

上記のほか、宿泊研修所「丹沢荘」の譲渡に伴い、水源地である山北町から要望のあった「地域振興事業」に対し、財政支援を行う。

7 供 給 水 量

(1) 構成団体別企業団供給水量実績

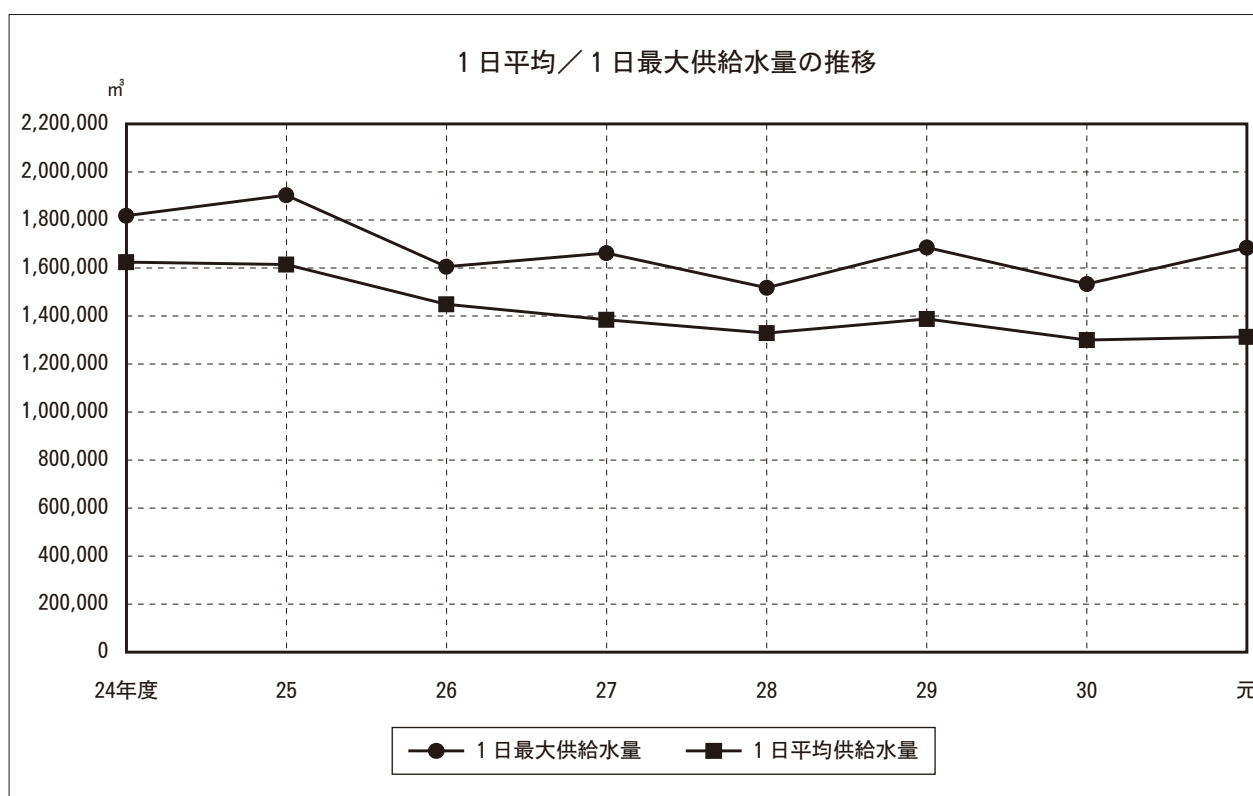
区 分		平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度
神 奈 川 県	年 間 供 給 水 量	196,911,740	193,564,420	190,532,510
	1 日 平 均 供 給 水 量	539,484	530,313	522,007
	1 日 最 大 供 給 水 量	626,150	645,380	611,530
	同 上 記 録 日	平成24年 5 月 6 日	平成26年 2 月 26 日	平成27年 2 月 19 日
横 浜 市	年 間 供 給 水 量	249,764,900	272,084,700	212,912,700
	1 日 平 均 供 給 水 量	684,287	745,438	583,322
	1 日 最 大 供 給 水 量	810,200	891,300	702,100
	同 上 記 録 日	平成24年 6 月 18 日	平成25年 7 月 11 日	平成26年 6 月 1 日
川 崎 市	年 間 供 給 水 量	127,287,200	107,412,600	107,908,400
	1 日 平 均 供 給 水 量	348,732	294,281	295,639
	1 日 最 大 供 給 水 量	400,800	384,700	365,300
	同 上 記 録 日	平成24年 5 月 20 日	平成25年 7 月 12 日	平成27年 3 月 24 日
横 須 賀 市	年 間 供 給 水 量	18,897,880	16,351,110	17,395,820
	1 日 平 均 供 給 水 量	51,775	44,798	47,660
	1 日 最 大 供 給 水 量	62,460	55,550	61,510
	同 上 記 録 日	平成24年 7 月 29 日	平成25年 7 月 12 日	平成27年 3 月 5 日
合 計	年 間 供 給 水 量	592,861,720	589,412,830	528,749,430
	1 日 平 均 供 給 水 量	1,624,279	1,614,830	1,448,629
	1 日 最 大 供 給 水 量	1,817,510	1,903,630	1,606,040
	同 上 記 録 日	平成24年 5 月 6 日	平成25年 7 月 11 日	平成26年 6 月 1 日



(単位：m³)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度予算
182,610,910	181,985,440	184,738,410	175,476,550	179,174,100
498,937	498,590	506,133	480,758	489,547
612,400	583,510	656,130	597,400	561,500
平成27年7月20日	平成29年3月22日	平成29年10月24日	平成30年10月2日	令和2年2月
199,861,200	197,756,600	211,892,000	198,383,800	194,346,000
546,069	541,799	580,526	543,517	531,000
689,700	643,500	718,500	669,900	619,100
平成27年7月20日	平成28年11月6日	平成29年8月9日	平成31年1月22日	令和元年7月
106,282,600	87,831,000	92,581,900	86,249,400	92,854,200
290,390	240,633	253,649	236,300	253,700
332,500	405,500	397,100	352,100	404,400
平成28年1月19日	平成29年3月28日	平成29年4月12日	平成30年10月6日	令和元年7月
17,948,690	17,521,810	17,482,540	14,359,300	14,359,600
49,040	48,005	47,897	39,341	39,234
60,750	55,710	72,130	58,360	132,100
平成27年7月14日	平成28年9月9日	平成30年1月27日	平成30年10月7日	令和元年7月
506,703,400	485,094,850	506,694,850	474,469,050	480,733,900
1,384,436	1,329,027	1,388,205	1,299,915	1,313,481
1,661,720	1,517,780	1,685,950	1,533,640	1,684,100
平成27年7月20日	平成29年3月28日	平成29年10月26日	平成30年10月3日	令和元年7月

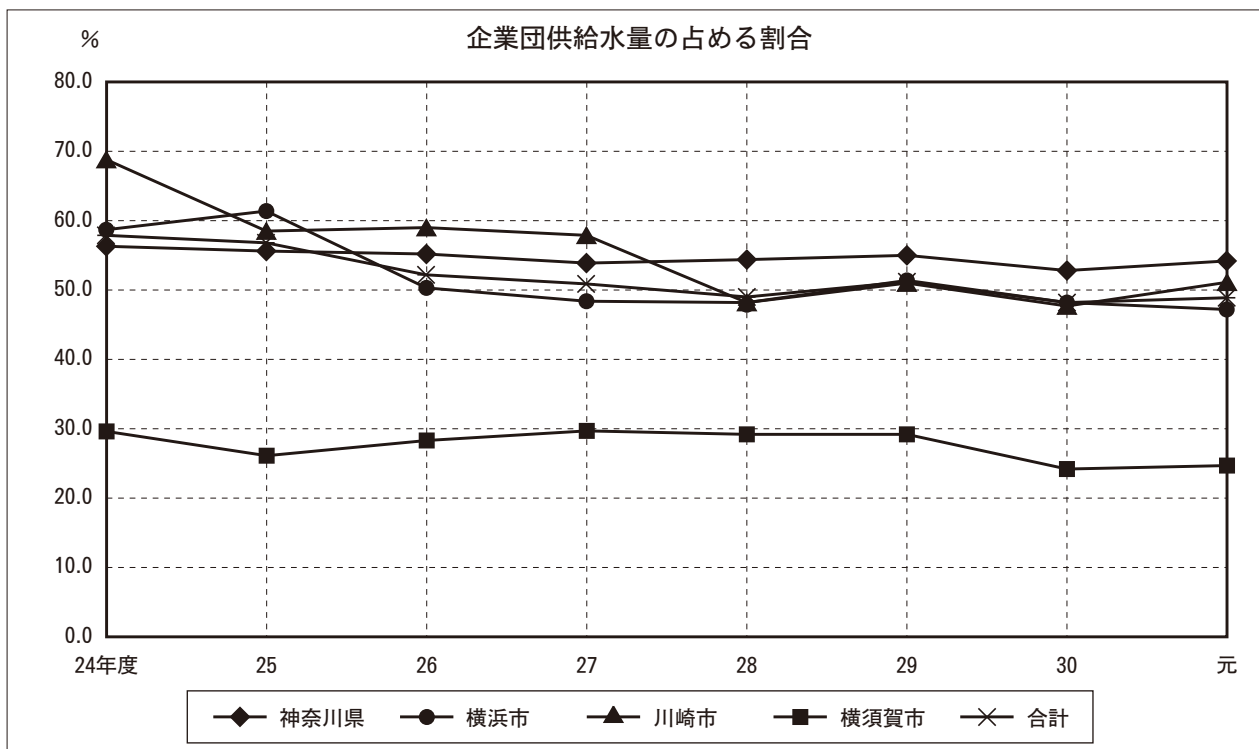
* 平成29年度の年間供給水量は、相互協力に係る給水量（1,122,900m³）を含まず。



(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合

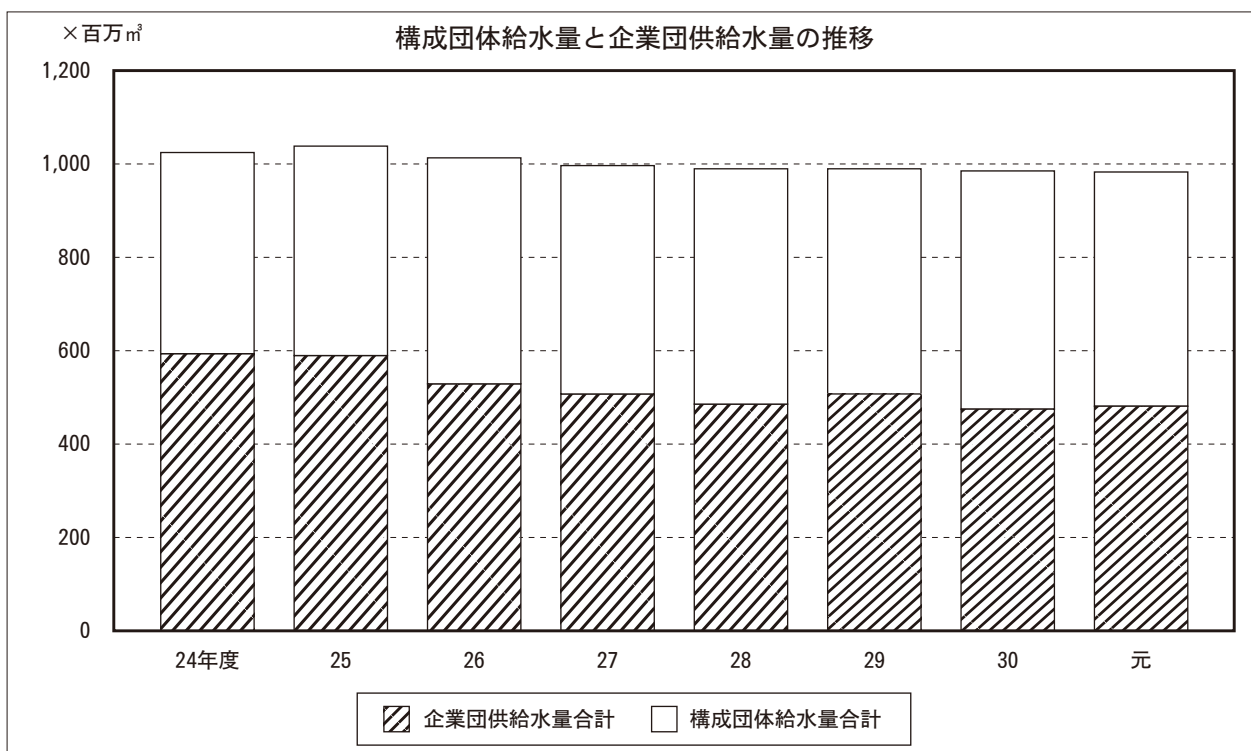
区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
神奈川 県	年 間 給 水 量 (A)	349,488,996	348,385,365	345,159,447
	企業団供給水量(B)	196,911,740	193,564,420	190,532,510
	比 率 B / A	56.3%	55.6%	55.2%
	同上趨勢比率	100.0%	98.8%	98.0%
横 浜 市	年 間 給 水 量 (A)	425,280,300	443,150,600	423,432,600
	企業団供給水量(B)	249,764,900	272,084,700	212,912,700
	比 率 B / A	58.7%	61.4%	50.3%
	同上趨勢比率	100.0%	104.6%	85.7%
川 崎 市	年 間 給 水 量 (A)	184,894,500	183,689,700	182,847,400
	企業団供給水量(B)	127,287,200	107,412,600	107,908,400
	比 率 B / A	68.8%	58.5%	59.0%
	同上趨勢比率	100.0%	85.0%	85.8%
横 須 賀 市	年 間 給 水 量 (A)	63,864,392	62,578,555	61,392,315
	企業団供給水量(B)	18,897,880	16,351,110	17,395,820
	比 率 B / A	29.6%	26.1%	28.3%
	同上趨勢比率	100.0%	88.2%	95.6%
合 計	年 間 給 水 量 (A)	1,023,528,188	1,037,804,220	1,012,831,762
	構成団体給水量(A)-(B)	430,666,468	448,391,390	484,082,332
	企業団供給水量(B)	592,861,720	589,412,830	528,749,430
	比 率 B / A	57.9%	56.8%	52.2%
	同上趨勢比率	100.0%	98.1%	90.2%

* 神奈川県年間給水量(A)は、箱根地区を除く。



(単位：m³)

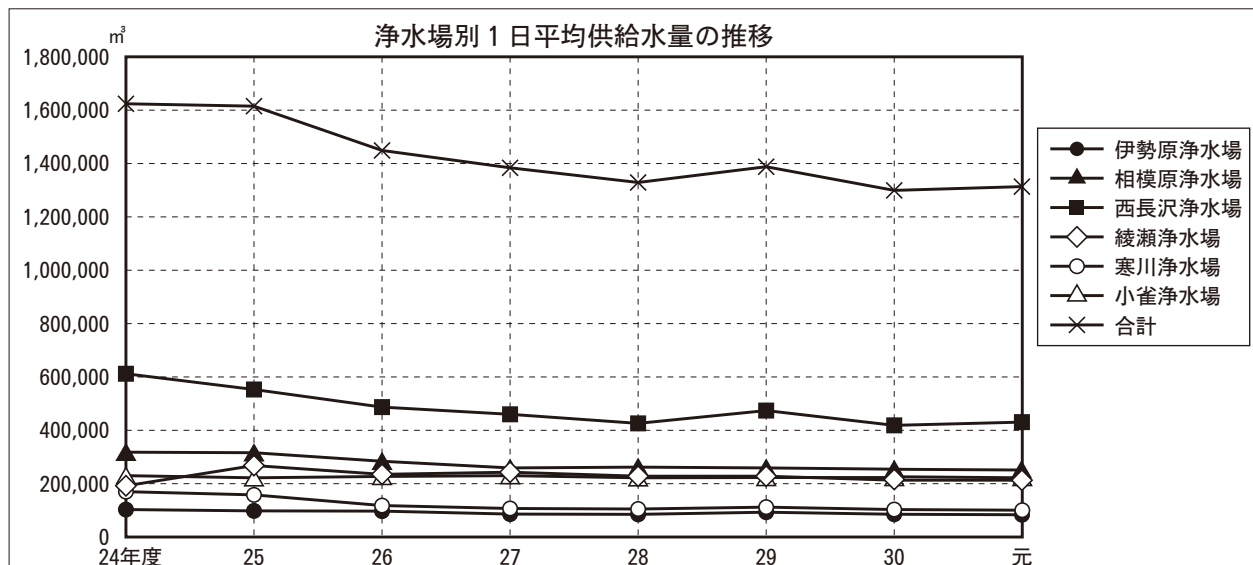
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度予算
339,094,576	334,342,465	335,736,745	332,368,682	330,407,500
182,610,910	181,985,440	184,738,410	175,476,550	179,174,100
53.9%	54.4%	55.0%	52.8%	54.2%
95.7%	96.6%	97.7%	93.8%	96.3%
412,776,400	412,671,300	412,084,500	411,857,800	412,067,000
199,861,200	197,756,600	211,892,000	198,383,800	194,346,000
48.4%	47.9%	51.4%	48.2%	47.2%
82.5%	81.6%	87.6%	82.1%	80.4%
183,649,400	182,255,100	181,433,900	180,973,600	181,609,200
106,282,600	87,831,000	92,581,900	86,249,400	92,854,200
57.9%	48.2%	51.0%	47.7%	51.1%
84.2%	70.1%	74.1%	69.3%	74.3%
60,374,626	60,036,696	59,888,749	59,341,919	58,089,000
17,948,690	17,521,810	17,482,540	14,359,300	14,359,600
29.7%	29.2%	29.2%	24.2%	24.7%
100.3%	98.6%	98.6%	81.8%	83.4%
995,895,002	989,305,561	989,143,894	984,542,001	982,172,700
489,191,602	504,210,711	482,449,044	510,072,951	501,438,800
506,703,400	485,094,850	506,694,850	474,469,050	480,733,900
50.9%	49.0%	51.2%	48.2%	48.9%
87.9%	84.6%	88.4%	83.2%	84.5%

* 平成29年度の企業団供給水量は、相互協力に係る給水量（1,122,900m³）を含まず。

(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移

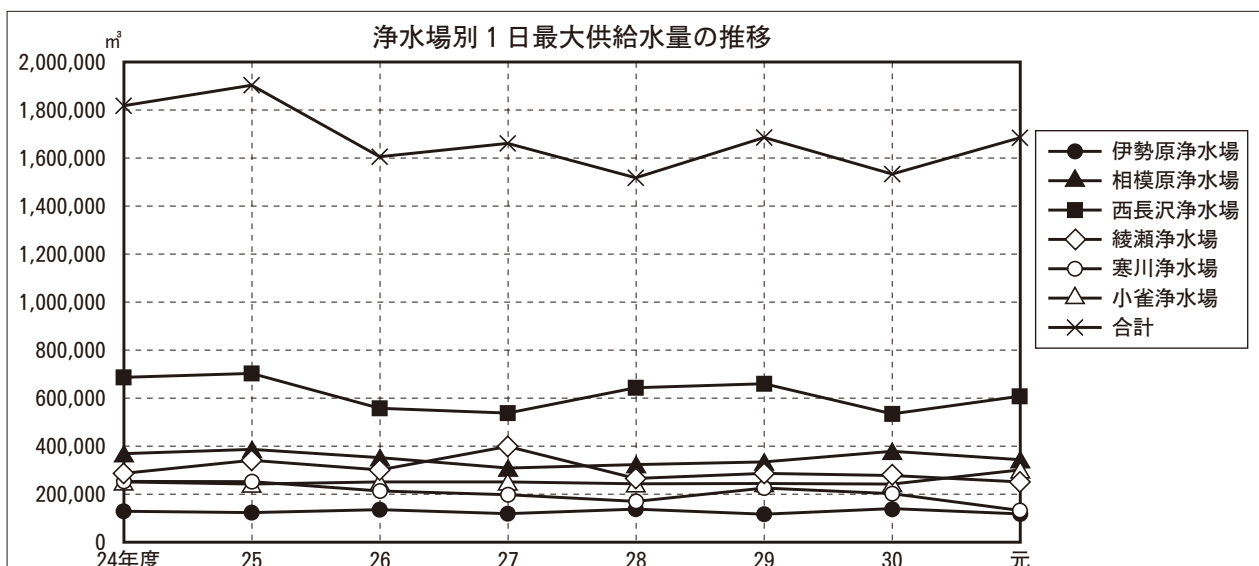
区 分	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
伊勢原浄水場	計画1日最大給水量	204,600	204,600	204,600
	年間供給水量	37,523,290	35,612,450	31,655,140
	1日平均供給水量	102,804	97,568	86,489
	平均稼働率	50.2%	47.7%	42.3%
	1日最大供給水量	129,440	123,500	119,080
	最大稼働率	63.3%	60.4%	58.2%
同上記録日		平成25年1月23日	平成25年7月10日	平成27年2月26日
相模原浄水場	計画1日最大給水量	490,700	490,700	490,700
	年間供給水量	115,921,850	115,393,290	103,623,390
	1日平均供給水量	317,594	316,146	283,900
	平均稼働率	64.7%	64.4%	57.9%
	1日最大供給水量	368,980	386,180	352,380
	最大稼働率	75.2%	78.7%	71.8%
同上記録日		平成24年12月24日	平成25年7月23日	平成26年10月19日
西長沢浄水場	計画1日最大給水量	872,000	872,000	872,000
	年間供給水量	223,549,300	201,755,400	177,693,600
	1日平均供給水量	612,464	552,755	486,832
	平均稼働率	70.2%	63.4%	55.8%
	1日最大供給水量	686,700	703,000	558,100
	最大稼働率	78.8%	80.6%	64.0%
同上記録日		平成24年5月20日	平成25年7月10日	平成26年7月12日
綾瀬浄水場	計画1日最大給水量	465,000	465,000	465,000
	年間供給水量	69,930,880	97,795,690	85,634,900
	1日平均供給水量	191,591	267,933	234,616
	平均稼働率	41.2%	57.6%	50.5%
	1日最大供給水量	286,510	341,080	300,670
	最大稼働率	61.6%	73.4%	64.7%
同上記録日		平成24年5月14日	平成25年8月20日	平成26年6月19日
寒川浄水場	計画1日最大給水量	318,500	318,500	318,500
	年間供給水量	61,916,000	57,892,900	43,419,500
	1日平均供給水量	169,633	158,611	118,958
	平均稼働率	53.3%	49.8%	37.3%
	1日最大供給水量	253,100	252,900	213,500
	最大稼働率	79.5%	79.4%	67.0%
同上記録日		平成24年5月6日	平成26年2月26日	平成26年6月8日
小雀浄水場	計画1日最大給水量	301,600	301,600	301,600
	年間供給水量	84,020,400	80,963,100	82,910,200
	1日平均供給水量	230,193	221,817	227,151
	平均稼働率	76.3%	73.5%	75.3%
	1日最大供給水量	251,400	242,300	251,400
	最大稼働率	83.4%	80.3%	83.4%
同上記録日		平成24年7月1日	平成25年7月1日	平成26年8月1日
合 計	計画1日最大給水量	2,652,400	2,652,400	2,652,400
	年間供給水量	592,861,720	589,412,830	528,749,430
	1日平均供給水量	1,624,279	1,614,830	1,448,629
	平均稼働率	61.2%	60.9%	54.6%
	1日最大供給水量	1,817,510	1,903,630	1,606,040
	最大稼働率	68.5%	71.8%	60.6%
同上記録日		平成24年5月6日	平成25年7月11日	平成26年6月1日
計		平成24年5月6日	平成25年7月11日	平成26年6月1日

※平成29年度の西長沢浄水場年間供給水量は、相互協力に係る給水量（1,122,900㎥）を含まず。



(単位：m³)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度予算
204,600	204,600	204,600	204,600
31,199,130	33,826,990	31,127,240	30,571,300
85,477	92,677	85,280	83,528
41.8%	45.3%	41.7%	40.8%
137,480	116,690	123,510	110,400
67.2%	57.0%	60.4%	54.0%
平成29年3月2日	平成29年5月11日	平成31年1月10日	令和2年2月
490,700	490,700	490,700	490,700
95,803,190	94,393,850	92,803,670	92,522,600
262,474	258,613	254,257	252,794
53.5%	52.7%	51.8%	51.5%
323,780	334,600	340,760	309,300
66.0%	68.2%	69.4%	63.0%
平成28年11月6日	平成29年7月15日	平成30年7月18日	令和2年2月
872,000	872,000	872,000	872,000
155,373,300	172,945,600	152,796,300	157,636,200
425,680	473,824	418,620	430,700
48.8%	54.3%	48.0%	49.4%
643,100	659,700	533,900	607,800
73.8%	75.7%	61.2%	69.7%
平成29年3月28日	平成29年4月23日	平成30年10月3日	令和元年7月
465,000	465,000	465,000	465,000
83,145,430	83,173,510	78,765,740	77,944,300
227,796	227,873	215,797	212,963
49.0%	49.0%	46.4%	45.8%
265,950	286,360	281,400	251,000
57.2%	61.6%	60.5%	54.0%
平成28年8月24日	平成29年10月24日	平成30年10月7日	令和元年7月
318,500	318,500	318,500	318,500
38,427,500	40,965,500	37,595,500	40,441,500
105,281	112,234	103,001	110,496
33.1%	35.2%	32.3%	34.7%
170,400	226,000	202,300	132,000
53.5%	71.0%	63.5%	41.4%
平成29年2月22日	平成29年10月24日	平成30年10月2日	令和2年2月
301,600	301,600	301,600	301,600
81,146,300	81,389,400	81,380,600	81,618,000
222,319	222,985	222,961	223,000
73.7%	73.9%	73.9%	73.9%
243,300	244,300	244,300	301,600
80.7%	81.0%	81.0%	100.0%
平成28年7月1日	平成29年7月1日	平成30年7月1日	令和元年7月
2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
485,094,850	506,694,850	474,469,050	480,733,900
1,329,027	1,388,205	1,299,915	1,313,481
50.1%	52.3%	49.0%	49.5%
1,517,780	1,685,950	1,533,640	1,684,100
57.2%	63.6%	57.8%	63.5%
平成29年3月28日	平成29年10月26日	平成30年10月3日	令和元年7月



8 財 務

(1) 給 水 料 金

① 基本原則

資金ベースによる原価算定

原価の算定にあたっては、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費等は原価対象から控除し、資金的収支不足額を原価対象に含めるいわゆる資金ベースで行い、料金算定期間中の費用をその性質によって固定費と変動費に区分し、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収する。

統一料金

水源を遠隔地に求め、かつ給水区域の包括性を持つ企業団方式の採用という水道行政の広域化の指向から、水系及び給水地点のいかんにかかわらず統一料金とする。

責任水量制

構成団体の配分水量に応じた設備投資を行ったことから、資本費を中心とした固定費の回収を、配分水量比で行うこととした経費の責任分担方式を採用した。

以上により、現行の給水料金は、配分水量比で設定した基本水量を基礎にした基本料金と、実際の使用水量に係る使用料金とで構成されている。

ただし、寒川事業（暫定事業）に係る給水料金については、別に定めている。

② 現行の給水料金

現行の給水料金は、平成28年1月議会定例会において議決され、同年4月1日から適用されている。

現在までの給水料金及び基本料金の算定基礎となる基本水量等の推移については、次のとおりとなっている。

③ 給水料金の推移

ア 直営事業の給水料金

経緯 区分		創設料金	第1回料金改定	基本水量の改定		第2回料金改定	共有水量の設定	消費税の料金転嫁	基本水量の圧縮 及び超過使用料 金の設定
				三保ダム一部取水	三保ダム全量取水				
議 会		昭和48年2月定例会	昭和50年8月臨時会	—	—	昭和55年10月定例会	—	平成元年7月臨時会	平成3年2月定例会
議 決 日		昭和48年3月11日	昭和50年9月8日	—	—	昭和55年10月27日	—	平成元年7月25日	平成3年2月7日
適 用 日		昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日	昭和60年4月1日	平成元年8月1日	平成3年4月1日
料金算定期間等		昭和48～50年度 (3箇年間)	昭和51～52年度 (2箇年間)	昭和53～55年度 (3箇年間)		昭和56～58年度 (3箇年間)	—	—	—
平均改定率		—	45.46%	—		12.37%	—	消費税3%の転嫁	—
料 金	基本料金	37円/㎡	53円/㎡	同 左		59円/㎡	同 左	59円/㎡×1.03	同 左
	使用料金	3円/㎡	5円50銭/㎡	同 左		7円50銭/㎡	同 左	7円50銭/㎡ ×1.03	7円50銭(使用水量が1 日最大給水量を超えた ときは、超えた水量につ いては200円)/㎡×1.03
基 本 水 量	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	340,380㎡/日
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	506,520㎡/日
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	395,680㎡/日
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	16,740㎡/日
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	1,404,800㎡/日	同 左	1,259,320㎡/日
調 整 水 量		—	—	—	—	—	—	—	—
相互融通水量		—	—	—	—	—	—	—	195,480㎡/日(注2)
受水者共有		—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	(50,000㎡/日)
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	昭和49年4月1日	—	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	—	昭和60年4月1日	—	—
	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	同 左
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	同 左
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左

注1 1日最大給水量は、基本水量の基礎となる団体別配分水量であり、1日を単位として供給できる水量の上限であって、実績水量ではない。

注2 平成3年度から平成10年度までの相互融通水量及び平成11年度から平成14年度までの調整水量は、受水者共有水量を含む。

注3 第4回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の基本料金の設定による総体的な平均改定率は△11.06%となる。

注4 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除について

平成18年度及び平成19年度に限り、各受水者の直営事業の給水料金(基本料金)について、次の①②の合計額を免除する。

①[定率免除額]免除前の基本料金の12.00%に相当する金額

②[定量免除額]1日当たり2,000㎡の基本水量に対する基本料金に相当する金額

なお、基本料金に換算すると「44円68銭/㎡×1.05」への引下げ(△12.39%の改定)に相当する。

注5 第5回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第1回改定による総体的な平均改定率は△12.69%となる。

注6 第6回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第2回改定による総体的な平均改定率は△3.2%となる。

注7 第7回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第3回改定による総体的な平均改定率は△7.9%となる。

第3回料金改定	消費税率の改定		基本水量及び共有水量の改定 (相模川水系基本水量化及び調整水量設定)		基本水量の改定	第4回料金改定		第5回料金改定
平成4年9月定例会	平成9年2月定例会		—		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	同 左	平成20年1月定例会
平成4年10月13日	平成9年2月12日		—		平成13年2月13日	平成15年2月3日	同 左	平成20年2月18日
平成5年4月1日	平成9年4月1日		平成11年4月1日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成20年4月1日
平成5～8年度 (4箇年間)	—		平成11～12年度 (2箇年間)		平成13～14年度 (2箇年間)	平成15～19年度 (5箇年間)		平成20～24年度 (5箇年間)
13.21%	消費税及び地方消費税5%		—		—	△21.64%(注3)		△14.44%(注5)
67円/㎡×1.03	67円/㎡×1.05		同 左		同 左	51円/㎡×1.05	同左(一部免除(注4))	42円50銭/㎡×1.05
8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03	8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.05		同 左		同 左	10円/㎡×1.05	同 左	10円80銭/㎡×1.05
同 左	同 左		388,960㎡/日		582,060㎡/日	612,700㎡/日	669,400㎡/日	同 左
同 左	同 左		511,820㎡/日		704,230㎡/日	741,300㎡/日	784,500㎡/日	同 左
同 左	同 左		372,020㎡/日		458,420㎡/日	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同 左
同 左	同 左		31,710㎡/日		59,090㎡/日	62,200㎡/日	72,800㎡/日	同 左
同 左	同 左		1,304,510㎡/日		1,803,800㎡/日	1,919,800㎡/日	2,032,300㎡/日	同 左
—	—		382,790㎡/日(注2)		116,000㎡/日(注2)	—	—	—
同 左	同 左		—		—	—	—	—
同 左	同 左		(20,000㎡/日)		同 左	—	—	—
—	—	平成10年7月23日	平成11年4月1日	平成12年4月1日	—	—	平成18年4月1日	—
同 左	同 左	439,900㎡/日	495,500㎡/日	612,700㎡/日	同 左	同 左	669,400㎡/日	同 左
同 左	同 左	609,700㎡/日	652,000㎡/日	741,300㎡/日	同 左	同 左	784,500㎡/日	同 左
同 左	同 左	同 左	479,400㎡/日	483,600㎡/日	同 左	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同 左
同 左	同 左	30,000㎡/日	40,400㎡/日	62,200㎡/日	同 左	同 左	72,800㎡/日	同 左
同 左	同 左	同 左	20,000㎡/日	同 左	同 左	—	—	—
同 左	同 左	1,574,800㎡/日	1,687,300㎡/日	1,919,800㎡/日	同 左	同 左	2,032,300㎡/日	同 左

(次ページへつづく)

ア 直営事業の給水料金（つづき）

経緯 区分		第6回料金改定	消費税率の改定	第7回料金改定
議 会		平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	平成28年1月定例会
議 決 日		平成23年2月9日	平成26年2月12日	平成28年2月12日
適 用 日		平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成28年4月1日
料金算定期間等		平成23～27年度 (5箇年間)	—	平成28～32年度 (5箇年間)
平均改定率		△2.3%(注6)	消費税及び 地方消費税8%	△6.2%(注7)
料 金	基 本 料 金	40円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.08	36円80銭/㎡×1.08
	使 用 料 金	12円50銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.08	14円/㎡×1.08
基 本 水 量	神 奈 川 県	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	同 左	同 左	同 左
	川 崎 市	同 左	同 左	同 左
	横 須 賀 市	同 左	同 左	同 左
	計	同 左	同 左	同 左
調 整 水 量		—	—	—
相互融通水量		—	—	—
受 水 者 共 有		—	—	—
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	—	—	—
	神 奈 川 県	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	同 左	同 左	同 左
	川 崎 市	同 左	同 左	同 左
	横 須 賀 市	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—
計		同 左	同 左	同 左

イ 寒川事業（暫定事業）の給水料金

経緯 区分		寒川事業の実施に伴う 寒川事業使用料金の設定	寒川事業基本料金の設定	第1回料金改定	第2回料金改定	消費税率の改定	第3回料金改定
議 会		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	平成28年1月定例会
議 決 日		平成13年2月13日	平成15年2月3日	平成20年2月18日	平成23年2月9日	平成26年2月12日	平成28年2月12日
適 用 日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成28年4月1日
料金算定期間		—	平成15～19年度 (5箇年間)	平成20～24年度 (5箇年間)	平成23～27年度 (5箇年間)	—	平成28～32年度
平均改定率		—	—	0.81%	△10.1%	消費税及び 地方消費税8%	△19.6%
料 金	基本料金	—	24円80銭/㎡×1.05	25円/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.08	17円30銭/㎡×1.08
	使用料金	神奈川県 17円30銭/㎡×1.05 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.05	同 左	同 左	同 左	神奈川県 17円30銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.08	神奈川県 19円60銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 19円50銭/㎡×1.08
基 本 水 量	神奈川県	—	318,500㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	—	242,300㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横須賀市	—	32,700㎡/日	同 左	37,300㎡/日	同 左	59,300㎡/日
	計	—	593,500㎡/日	同 左	598,100㎡/日	同 左	620,100㎡/日

(2) 損益計算書

項 目 \ 年 度	平 成 24 年 度		平 成 25 年 度	
	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
1 営 業 収 益	43,104,712	100.0%	42,811,110	99.3%
(1) 給 水 収 益	43,038,780	100.0	42,747,700	99.3
(2) そ の 他 営 業 収 益	65,933	100.0	63,410	96.2
2 営 業 費 用	34,273,290	100.0	34,446,444	100.5
(1) 原 水 費	7,432,573	100.0	7,670,213	103.2
(2) 浄 水 費	6,389,377	100.0	6,500,406	101.7
(3) 送 水 費	931,964	100.0	1,115,399	119.7
(4) 業 務 費	538,557	100.0	532,471	98.9
(5) 総 係 費	1,320,854	100.0	1,257,069	95.2
(6) 議 会 及 び 監 査 費	20,505	100.0	20,668	100.8
(7) 減 価 償 却 費	17,202,325	100.0	17,155,060	99.7
(8) 資 産 減 耗 費	437,136	100.0	195,158	44.6
営 業 利 益 (△ 損 失)	8,831,422	100.0	8,364,666	94.7
3 営 業 外 収 益	433,354	100.0	429,622	99.1
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,663	100.0	16,917	95.8
(2) 繰 入 金	309,000	100.0	251,000	81.2
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	—	—	—	—
(4) 雑 収 益	106,691	100.0	161,705	151.6
4 営 業 外 費 用	6,485,402	100.0	5,906,684	91.1
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	6,484,726	100.0	5,891,193	90.8
(2) 雑 支 出	676	100.0	15,491	2,291.6
経 常 利 益 (△ 損 失)	2,779,374	100.0	2,887,604	103.9
5 特 別 利 益	185,274	100.0	114,698	61.9
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0	—	50,142	—
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	0	—	0	—
(3) そ の 他 特 別 利 益	185,274	100.0	64,556	34.8
6 特 別 損 失	0	—	0	—
(1) 臨 時 損 失	0	—	0	—
(2) そ の 他 特 別 損 失	0	—	0	—
当 年 度 純 利 益 (△ 純 損 失)	2,964,648	100.0	3,002,303	101.3
繰越利益剰余金 (△ 繰越欠損金)	△7,809,349	100.0	△4,844,701	62.0
その他未処分利益剰余金変動額	—	—	—	—
利 益 剰 余 金 (△ 欠 損 金)	△4,844,701	100.0	△1,842,399	38.0

注 決算額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(単位：千円)

平成 26 年 度		平成 27 年 度		平成 28 年 度		平成 29 年 度	
決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
42,205,970	97.9%	42,037,286	97.5%	38,729,740	89.9%	39,059,051	90.6%
42,143,042	97.9	41,949,498	97.5	38,666,302	89.8	38,984,251	90.6
62,928	95.4	87,788	133.1	63,439	96.2	74,800	113.4
37,960,517	110.8	37,272,418	108.8	37,853,679	110.4	37,884,872	110.5
7,416,944	99.8	7,204,645	96.9	6,644,231	89.4	6,822,565	91.8
6,088,949	95.3	6,235,286	97.6	6,254,097	97.9	6,410,606	100.3
1,110,691	119.2	993,026	106.6	932,250	100.0	1,031,581	110.7
682,443	126.7	609,501	113.2	578,936	107.5	576,817	107.1
1,168,166	88.4	855,499	64.8	924,138	70.0	1,112,084	84.2
15,378	75.0	13,988	68.2	14,711	71.7	14,850	72.4
20,809,538	121.0	20,558,486	119.5	21,022,890	122.2	21,237,901	123.5
668,408	152.9	801,986	183.5	1,482,425	339.1	678,469	155.2
4,245,453	48.1	4,764,868	54.0	876,061	9.9	1,174,179	13.3
4,761,128	1,098.7	4,206,214	970.6	4,194,053	967.8	4,132,258	953.6
15,746	89.1	11,703	66.3	224	1.3	1,593	9.0
193,000	62.5	135,000	43.7	86,000	27.8	46,000	14.9
4,472,231	—	3,971,105	—	4,056,833	—	3,936,794	—
80,151	75.1	88,405	82.9	50,996	47.8	147,871	138.6
5,282,686	81.5	4,674,962	72.1	4,074,062	62.8	3,560,248	54.9
5,281,397	81.4	4,666,128	72.0	4,073,520	62.8	3,526,097	54.4
1,290	190.8	8,834	1,306.8	542	80.2	34,151	5,051.9
3,723,895	134.0	4,296,120	154.6	996,052	35.8	1,746,189	62.8
1,771,992	956.4	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—
124,101	—	0	—	0	—	0	—
1,647,891	889.4	0	—	0	—	0	—
2,569,359	—	62,851	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—
2,569,359	—	62,851	—	0	—	0	—
2,926,528	98.7	4,233,269	142.8	996,052	33.6	1,746,189	58.9
△1,842,399	23.6	1,429,904	△18.3	5,663,173	△72.5	5,229,321	△67.0
345,774	—	0	—	△1,429,904	—	△3,646,617	—
1,429,904	△29.5	5,663,173	△116.9	5,229,321	△107.9	3,328,893	△68.7

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

年 度 項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 固 定 資 産	655,663,952	642,389,817	541,581,628	528,951,684	514,744,067	498,484,035
(1) 有形固定資産	357,098,095	350,376,162	297,583,089	293,812,440	288,461,127	281,056,221
(2) 無形固定資産	298,130,857	291,578,655	243,563,540	234,704,244	225,847,940	216,992,814
(3) 投 資	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000
2 流 動 資 産	17,375,692	16,674,948	18,272,030	17,935,019	17,204,517	17,089,122
(1) 現 金 ・ 預 金	13,254,131	12,260,918	13,946,844	13,798,866	13,362,326	13,172,675
(2) 未 収 金	3,883,976	4,199,547	3,935,038	3,958,622	3,724,118	3,758,198
(3) 貯 蔵 品	89,170	89,170	89,170	99,170	109,840	113,018
(4) 前 払 金	48,415	25,313	300,978	78,361	8,233	45,231
(5) その他流動資産	100,000	100,000	0	0	0	
資 産 合 計	673,039,644	659,064,765	559,853,658	546,886,703	531,948,584	515,573,157
3 固 定 負 債	1,603,404	1,378,888	159,030,981	144,909,973	131,635,111	117,654,084
(1) 企 業 債	—	—	156,454,811	142,259,240	128,959,183	114,815,577
(2) 引 当 金	1,603,404	1,378,888	2,576,170	2,650,733	2,675,928	2,838,507
4 流 動 負 債	5,456,934	4,757,598	24,747,858	23,963,269	24,034,054	23,050,760
(1) 企 業 債	—	—	18,700,032	18,175,571	17,863,057	17,320,606
(2) 未 払 金	5,319,355	4,640,859	5,721,719	5,476,157	5,859,298	5,408,854
(3) 預 り 金	37,580	16,739	133,515	118,908	116,700	118,531
(4) 預り有価証券	100,000	100,000	0	0	0	0
(5) 引 当 金	—	—	192,592	192,634	194,999	202,769
5 繰 延 収 益	—	—	129,784,849	126,207,940	122,454,847	118,532,552
(1) 長期前受金	—	—	218,776,929	219,029,112	218,142,052	217,843,051
(2) 長期前受金収益化累計額	—	—	△88,992,079	△92,821,172	△95,687,205	△99,310,500
負 債 合 計	7,060,338	6,136,486	313,563,688	295,081,182	278,124,011	259,237,396
6 資 本 金	448,147,172	431,586,483	240,674,774	241,964,007	244,416,910	248,828,528
7 剰 余 金	217,832,133	221,341,796	5,615,197	9,841,514	9,407,662	7,507,234
(1) 資 本 剰 余 金	222,676,834	223,184,194	4,185,293	4,178,341	4,178,341	4,178,341
(2) 利益剰余金(△欠損金)	△4,844,701	△1,842,399	1,429,904	5,663,173	5,229,321	3,328,893
資 本 合 計	665,979,306	652,928,279	246,289,971	251,805,521	253,824,573	256,335,762
負 債 資 本 合 計	673,039,644	659,064,765	559,853,658	546,886,703	531,948,584	515,573,157

注 金額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(4) 財務分析比率表

分 析 項 目		比 率						算 式
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
施設効 率	施設利用率 (%)	61.2	60.9	54.6	52.2	50.1	52.3	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	最大稼働率 (%)	68.5	71.8	60.6	62.6	57.2	63.6	$\frac{1 \text{ 日最大給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	負 荷 率 (%)	89.4	84.8	90.2	83.3	87.6	82.3	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日最大給水量}} \times 100$
	固定資産使用効率 (m ³ /万円)	16.7	16.9	18.0	17.5	16.9	18.2	$\frac{\text{年 間 給 水 量}}{\text{建設仮勘定を除く有形固定資産}} \times 10,000$
経済 性	総資本利益率 (%)	0.4	0.5	0.5	0.8	0.2	0.3	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	総収支比率 (%)	107.3	107.4	106.4	110.1	102.4	104.2	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$
全 性	流動比率 (%)	318.4	350.5	73.8	74.8	71.6	74.1	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
				(302.1)	(309.9)	(278.8)	(298.2)	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流動負債-建設改良に充てるための企業債・長期借入金を除く}} \times 100$
	酸性試験比率 (当座比率) (%)	314.1	346.0	72.3	74.1	71.1	73.5	$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
				(295.7)	(306.8)	(276.9)	(295.5)	$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券}}{\text{流動負債-建設改良に充てるための企業債・長期借入金を除く}} \times 100$
	固定比率 (%)	143.9	139.5	144.0	139.9	136.8	133.0	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
				(219.9)	(210.1)	(202.8)	(194.5)	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100$
	自己資本構成比率 (%)	67.7	69.9	67.2	69.1	70.7	72.7	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
				(44.0)	(46.0)	(47.7)	(49.7)	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
	固定負債構成比率 (借入資本構成比率) (%)	31.3	29.2	28.4	26.5	24.7	22.8	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
				(28.4)	(26.5)	(24.7)	(22.8)	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
そ の 他	固定資産構成比率 (%)	97.4	97.5	96.7	96.7	96.8	96.7	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{総 資 産}} \times 100$
	利子負担率 (%)	3.0	2.9	3.0	2.9	2.8	2.7	$\frac{\text{支払利息} + \text{建設利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良に充てるための企業債・長期借入金} + \text{その他の企業債・長期借入金}} \times 100$
	供給単価 (円)	72.59	72.53	79.70	82.79	79.71	76.94	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年 間 給 水 量}}$
他	給水原価 (円)	68.75	68.46	73.33	74.95	78.07	74.03	$\frac{\text{総費用} - \text{特別損失} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年 間 給 水 量}}$

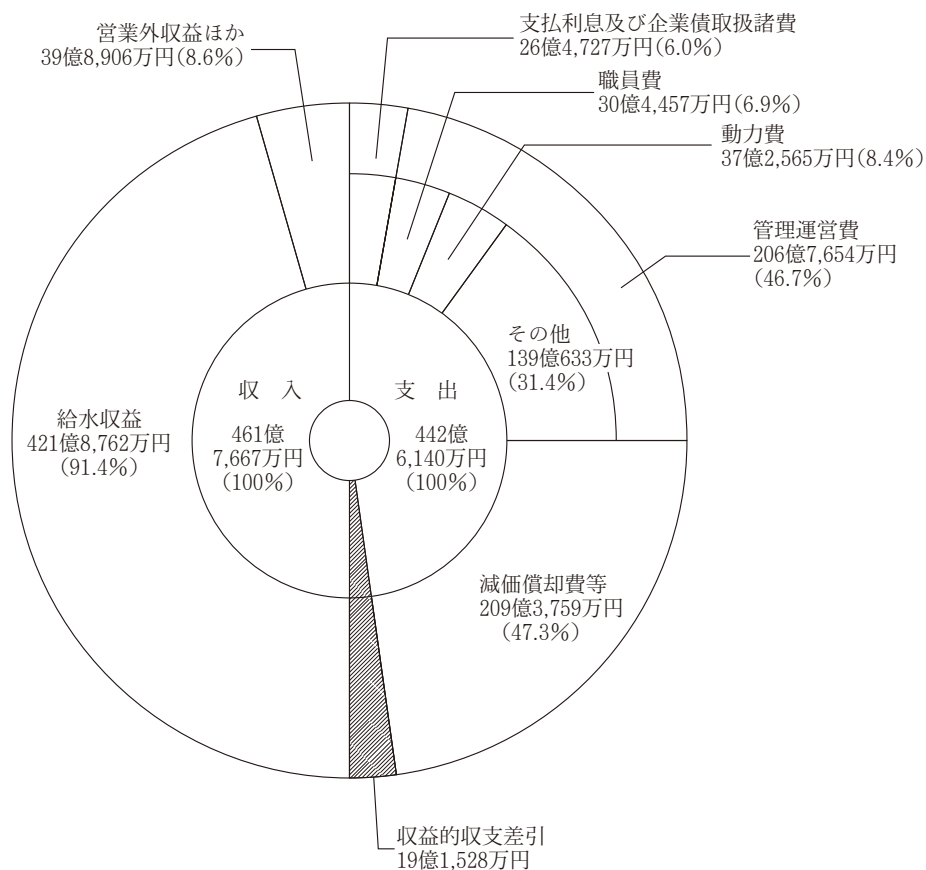
注 平成26年度以降の上段数値は、地方公営企業会計基準見直し後

(5) 令和元年度予算の概要

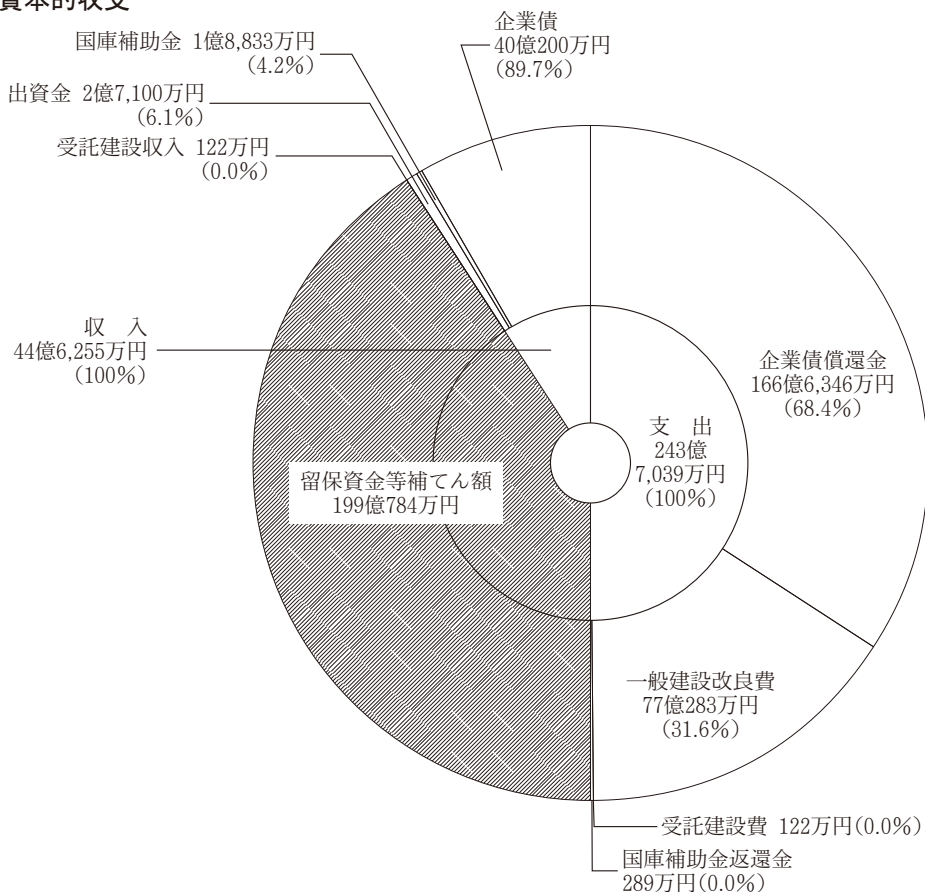
区 分		予 算 額	備 考
損 益	用 水 供 給 事 業 収 益	46,176,671千円	
	営 業 収 益	42,270,988	年間総供給水量 480,733,900m ³ 給水収益 42,187,615千円 供給単価 87円76銭（80円51銭） その他営業収益 83,373千円
	営 業 外 収 益	3,905,683	構成団体繰入金 3,000千円 長期前受金戻入 3,860,284 その他 42,399
	用 水 供 給 事 業 費 用	44,261,395	給水原価 92円07銭（86円01銭）
	営 業 費 用	39,882,594	職員費 3,044,568千円 動力費 3,725,646 委託料 4,437,900 うち寒川事業委託料 2,598,128 修繕費 1,818,406 負担金及び交付金 1,930,406 ダム管理費 2,015,143 減価償却費等 20,937,585 その他 1,972,940
	営 業 外 費 用	4,378,801	支払利息及び企業債取扱諸費 2,647,268千円 その他 1,731,533
	収 支 差 引	1,915,276	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等 579,154千円 同控除後の損益 1,336,122
	累 積 損 益	2,034,690	
資 本	用 水 供 給 事 業 資 本 的 収 入	4,462,554	
	企 業 債	4,002,000	施設更新等整備事業充当 4,002,000千円
	補 助 金	188,333	施設耐震化事業充当 188,333千円
	出 資 金	271,000	神奈川県 137,000千円 横 浜 市 105,000 川 崎 市 4,000 横須賀市 25,000
	そ の 他 資 本 的 収 入	1,221	受託建設費収入
	用 水 供 給 事 業 資 本 的 支 出	24,370,394	
	受 託 建 設 費	1,221	
	一 般 建 設 改 良 費	7,702,826	
	企 業 債 償 還 金	16,663,458	
	国 庫 補 助 金 返 還 金	2,889	国庫補助金消費税相当額返還金
	収 支 差 引	△19,907,840	
	前 年 度 末 資 金 過 不 足 額	7,158,277	
	当 年 度 資 金 発 生 額	△915,279	
	累 積 資 金 過 不 足 額	6,242,998	

注 供給単価及び給水原価の（ ）内金額は、消費税及び地方消費税控除後の額

収益的収支



資本的収支



注 計数については、1万円未満を調整のうえ表示している。

(6) 一般会計からの繰出金

一般会計からの繰出金は、地方公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として実施されている制度である。

当企業団では、構成団体との協議を経て、主に創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）の国庫補助対象事業に対して繰出金を受けている。

平成30年度においては、相模川水系建設事業（第1期）に充当した企業債の元利償還金の支払いの一部に充当する財源として繰出しを受けており、令和元年度においても前年度から引き続きこの繰出しを受けることとされている。繰出金の受入状況は、下表のとおりである。

なお、平成26年度に、「がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）」またはその相当額を、構成団体の一般会計から繰出しを受けた。その内訳は、平成26年度は横須賀市から交付金176.7万円、平成27年度に交付金相当額として横浜市から906.3万円、川崎市から389.4万円である。

他方で、平成26年度には、宮ヶ瀬ダム建設事業費の精算還付に伴い、還付金のうち繰出金相当額（神奈川県2,500万円、横浜市1,900万円、川崎市100万円、横須賀市500万円）を返還している。

繰出金執行状況

(単位：千円)

区 分				年 度	平成28年度まで	平成29年度	平成30年度	累 計	令和元年度 (当初予算額)
建設時繰出	建設時繰出額 (1)				113,590,000	0		113,590,000	0
	内 訳	神奈川県	50.4%		57,261,000	0		57,261,000	0
		横浜市	38.4%		43,626,000	0		43,626,000	0
		川崎市	1.8%		2,034,000	0		2,034,000	0
		横須賀市	9.4%		10,669,000	0		10,669,000	0
		うち三浦市	24.508%		2,611,000	0		2,611,000	0
償還金	建設仮勘定	元 金 分			7,636,000	0		7,636,000	0
		神奈川県	50.4%		3,855,000	0		3,855,000	0
		横浜市	38.4%		2,935,000	0		2,935,000	0
		川崎市	1.8%		133,000	0		133,000	0
		横須賀市	9.4%		713,000	0		713,000	0
		うち三浦市	24.508%		176,000	0		176,000	0
	利息分 (2)				18,880,000	0		18,880,000	0
		神奈川県	50.4%		9,522,000	0		9,522,000	0
		横浜市	38.4%		7,253,000	0		7,253,000	0
		川崎市	1.8%		335,000	0		335,000	0
		横須賀市	9.4%		1,770,000	0		1,770,000	0
		うち三浦市	24.508%		434,000	0		434,000	0
	相模川本線出勘定	元 金 分			27,517,000	765,000	496,000	28,778,000	271,000
		神奈川県	50.4%		13,880,000	386,000	251,000	14,517,000	137,000
		横浜市	38.4%		10,574,000	294,000	191,000	11,059,000	105,000
		川崎市	1.8%		486,000	13,000	8,000	507,000	4,000
		横須賀市	9.4%		2,577,000	72,000	46,000	2,695,000	25,000
		うち三浦市	24.508%		630,000	18,000	11,000	659,000	6,000
		利 息 分			15,225,000	46,000	21,000	15,292,000	3,000
		神奈川県	50.4%		7,686,000	24,000	11,000	7,721,000	2,000
		横浜市	38.4%		5,855,000	18,000	8,000	5,881,000	1,000
		川崎市	1.8%		261,000	0	0	261,000	0
		横須賀市	9.4%		1,423,000	4,000	2,000	1,429,000	0
		うち三浦市	24.508%		349,000	1,000	0	350,000	0

区 分				年 度	平成28年度まで	平成29年度	平成30年度	累 計	令和元年度 (当初予算額)	
償 還 金 本 線 出	創 設 本 勘 定	内 訳	元 金 分		25,193,000	0	0	25,193,000	0	
			神 奈 川 県	25.99%	6,549,000	0	0	6,549,000	0	
				横 浜 市	38.69%	9,750,000	0	0	9,750,000	0
				川 崎 市	34.04%	8,582,000	0	0	8,582,000	0
				横 須 賀 市	1.28%	312,000	0	0	312,000	0
		利 息 分		13,693,000	0	0	13,693,000	0		
		内 訳	神 奈 川 県	25.99%	3,560,000	0	0	3,560,000	0	
				横 浜 市	38.69%	5,300,000	0	0	5,300,000	0
				川 崎 市	34.04%	4,666,000	0	0	4,666,000	0
				横 須 賀 市	1.28%	167,000	0	0	167,000	0
		相模川水系建設事業充当額(1) + (2)				132,470,000	0	0	132,470,000	0
		総 合 計				221,734,000	811,000	517,000	223,062,000	274,000
内 訳 合 計	神 奈 川 県		102,313,000	410,000	262,000	102,985,000	139,000			
	横 浜 市		85,293,000	312,000	199,000	85,804,000	106,000			
	川 崎 市		16,497,000	13,000	8,000	16,518,000	4,000			
	横 須 賀 市		17,631,000	76,000	48,000	17,755,000	25,000			
	う ち 三 浦 市		4,200,000	19,000	11,000	4,230,000	6,000			

9 施設概要

(1) 貯水施設

ア 三保ダム

酒匂川は、神奈川県西部に位置し、その源を富士山ろくに発し、西丹沢山塊の水を集めながら小田原市において相模湾にそそぐ、延長46km、流域面積582km²の県下では2番目に大きい河川である。

三保ダムは、この酒匂川の支川河内川の山北町神尾田地先に築造した高さ95m、総貯水量6,490万m³、有効貯水量5,450万m³の多目的ダムであり、このダムは洪水調節を行い（ダム地点における計画高水のピーク流量2,100m³/秒のうち850m³/秒を調節）、下流の取水地点において日量180万9,500m³（小田原市分24万5,200m³を含む。）の水道用水を取水するとともにダムの放流水を利用して発電を行い（最大出力7,000kW）、エネルギーの有効利用を図っている。

工事は河川管理者である神奈川県知事に全面的に委ねて実施され、建設費は約824億円、工期は昭和46年度から昭和53年度までであり、企業団は建設費のうち約717億円を負担した。

なお、企業団のほか、治水（県）・発電が約107億円を負担している。

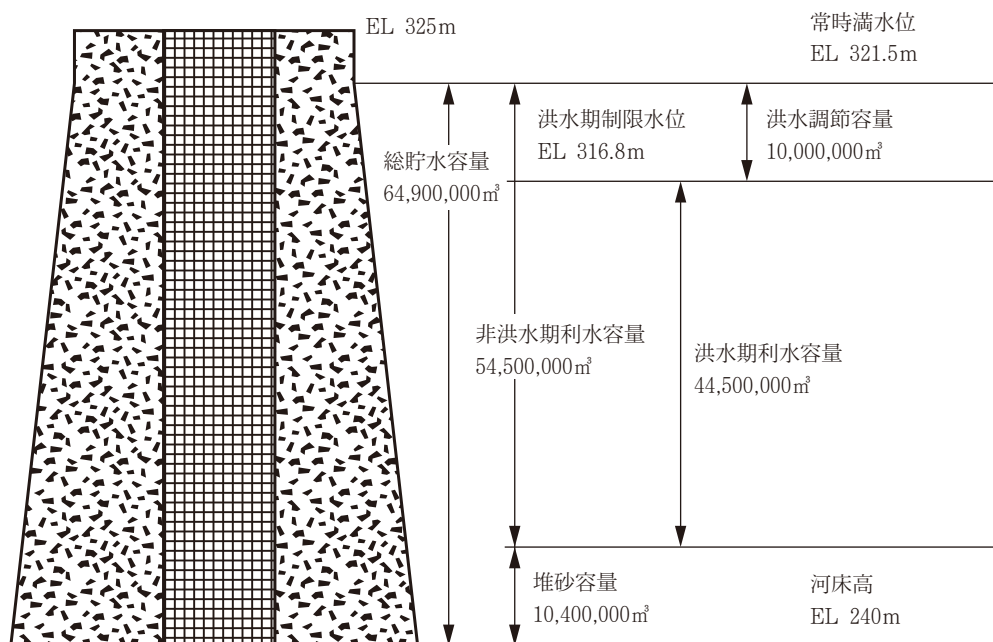
三保ダム平面図



三保ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県足柄上郡山北町神尾田尾崎	集 水 面 積	158.5km ²
右 岸	神奈川県足柄上郡山北町字田ノ入向	湛 水 面 積	2.18km ²
型 式	土質遮水壁型ロックフィルダム	総 貯 水 容 量	6,490万m ³
堤 高	95m	有 効 貯 水 容 量	5,450万m ³
堤 頂 長	587.7m	常 時 満 水 位	EL 321.5m
堤 体 積	581万6,000m ³	洪水期制限水位	EL 316.8m
非越流部標高	EL 325m	(6 / 15 ~ 10 / 15)	
		放 流 設 備	
		洪 水 吐	一式
		計 画 高 水 流 量	2,100m ³ /s

三保ダム容量配分



イ 宮ヶ瀬ダム

宮ヶ瀬ダムは、建設省（現国土交通省）が直轄事業として相模川水系中津川に建設した多目的ダムで、その目的は、相模川本川及び中津川の洪水調節（ダム地点の計画高水量 $1,700\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $1,600\text{m}^3/\text{秒}$ を調節）、流水の正常な機能の維持、水道用水の取水（1日最大 130万m^3 ）、発電（最大出力 $25,400\text{kW}$ ）である。

建設費は約3,993億円、工期は昭和46年度から平成12年度までであり、平成13年度から本格運用を行っている。

企業団は、昭和53年12月に決定された「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」において、ダム使用权（水道用水の取水を可能とするダムの貯留量を確保する権利）の設定予定者となったことに伴い、建設費の62.0%（消費税等を含めて2,484億912万余円）を負担した。

なお、治水は36.9%、発電は1.1%の負担割合であった。

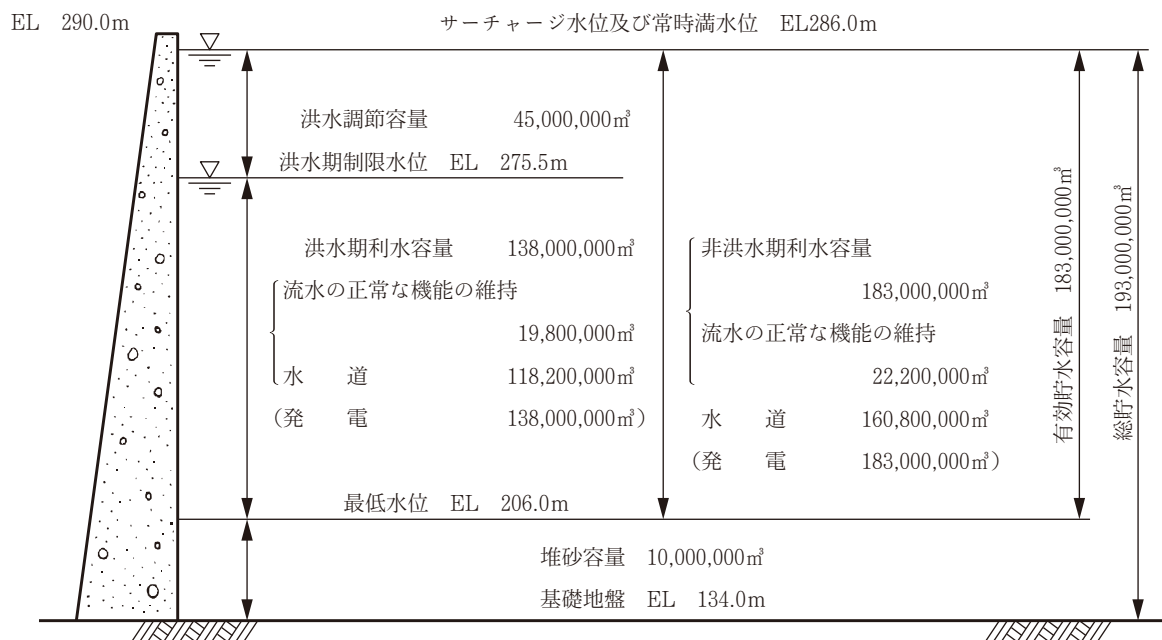
宮ヶ瀬ダム平面図



宮ヶ瀬ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県相模原市緑区青山地先	集 水 面 積	213.9km ² （導水流域112.5km ² ）
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	湛 水 面 積	4.6km ²
右 岸	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先	総 貯 水 容 量	1 億9,300万 m ³
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	有 効 貯 水 容 量	1 億8,300万 m ³
型 式	重力式コンクリートダム	常 時 満 水 位	EL 286.0m
堤 高	156m	サーチャージ水位	EL 286.0m
堤 頂 長	約375m	設 計 洪 水 位	EL 288.5m
堤 体 積	約200万 m ³	洪水期制限水位	EL 275.5m
非越流部標高	EL 290.0m	（ 6 /16～10/15）	
		放 流 設 備	
		常用洪水吐き	一式
		低水放流施設	選択取水設備
		計画高水流量	1,700m ³ /s

貯水池容量配分図



(2) 取水・導水施設

ア 飯泉取水堰、沈砂池

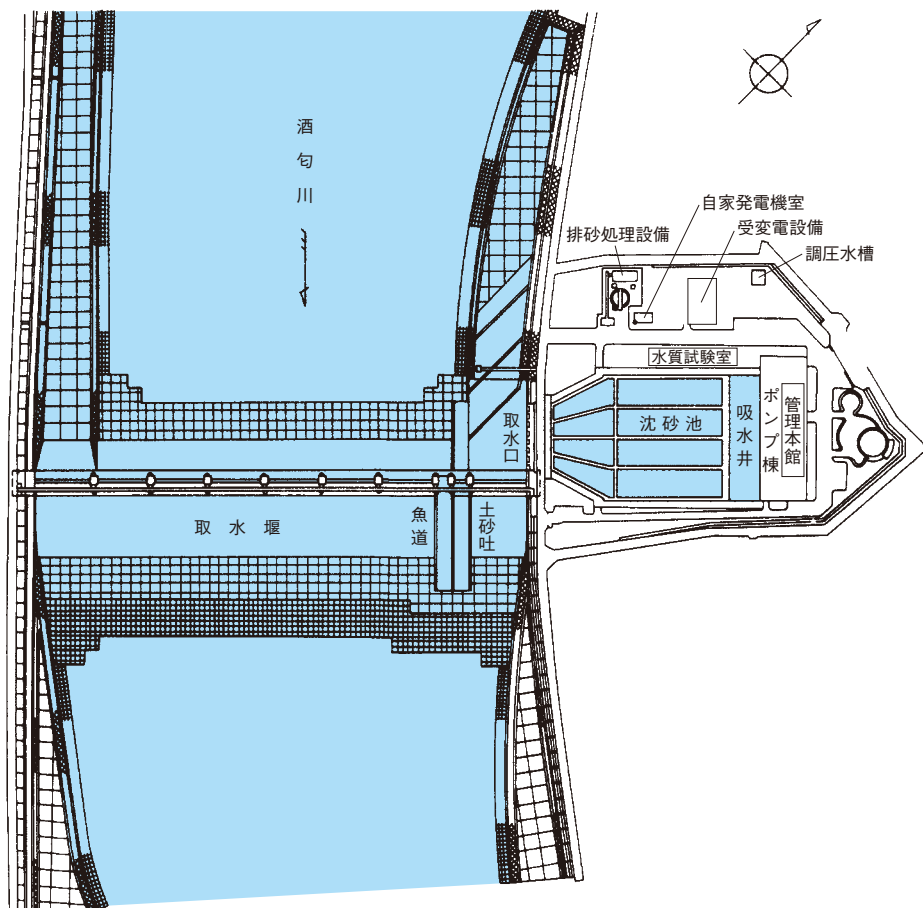
飯泉取水堰は、酒匂川の河口から約2.3kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大156万4,300m³の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類がそ上・降下できるよう魚道を設置している。

また、沈砂池は、酒匂川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
取 水 堰	(左岸) 小田原市中新田字押河原 (右岸) 小田原市扇町	型式 可動堰 堰高 5.4m (基礎面よりゲート天端まで) 堰長 342.5m 放流施設 洪水吐 純径間34.0m×扉高3.4m、ローラゲート1門 34.0m×扉高2.4m、ローラゲート5門 36.0m×扉高1.7m、転倒ゲート2門 土砂吐 10.0m×扉高3.4m、 フラップゲート付ローラゲート1門 魚道 プール式	
取 水 口	小田原市中新田字押河原	長さ17.5m×幅43.2m、流入水深1.0m 8門	取水位TP+8.4m
沈 砂 池	小田原市中新田字押河原	長さ111.0m×幅19.5m、有効水深4.0m 4槽	

飯泉取水施設平面図



イ 導 水 路

導水施設は小田原市飯泉の取水施設に隣接して飯泉ポンプ場を築造し、ここから小田原市東部の上曽我にある曽我接合井との間に、内径3,100mmの導水管（延長約4.7km）を布設し、日量156万4,300m³の原水を6,500kWのポンプ4台で揚水する。

曽我接合井より先は、丹沢山塊の南ろくを通して相模川の右岸に至る延長約30kmの区間に、高さ、幅とも3.8m、勾配1,500分の1の導水トンネルを築造し、相模川を延長830mの鋼製水路橋で横断したのち左岸相模原市南区当麻に築造した相模原ポンプ場に到達する。相模原ポンプ場から出力4,600kWのポンプ4台で再度揚水を行って相模原浄水場、西長沢浄水場へ導水するが、この間、相模原市南区下溝の虹吹分水池（相模原浄水場内）までは、内径2,800mmの導水管（延長約3.5km）を、更に虹吹分水池から淵野辺接合井までは、内径2,600mmの導水管（延長約4.2km）を布設し、その先は、川崎市上下水道局の導水トンネルの余裕断面を使用して川崎市北部の西長沢浄水場に至るものである。なお、導水トンネルの途中の伊勢原市日向にポンプ所を設け、出力690kWのポンプ4台により伊勢原浄水場に揚水している。

施設概要

施 設		所 在 地	内 容	備 考
導 水 ト ン ネ ル		小田原市上曽我（曽我接合井）～厚木市上依知	①幅、高さ共3.8m 馬蹄型コンクリート造り ②円形無圧トンネル 内径4,000mm鋼管 合計延長29,889m	秦野、中津川サイフォンを含む
横道活性炭注入施設		足柄上郡大井町	貯蔵槽65m ³ 2槽 定量供給機 6～240kg/h 2台	導水トンネル内に注入
水 路 橋		厚木市上依知～相模原市南区当麻（相模原ポンプ場）	幅3.4m×高さ3.8m 鋼製箱桁型 延長873m	左右岸連絡水路（43m）含む
導 水 管		飯泉ポンプ場～曽我接合井	内径3,100mm 鋼管 延長4,731m	
		相模原ポンプ場～虹吹分水池	内径2,800mm 鋼管 延長3,464m	
		虹吹分水池～淵野辺接合井	内径2,600mm 鋼管 延長4,143m	
		横浜市水道局相模湖系導水管～相模原浄水場排水処理施設	内径800mm ダクタイル鋳鉄管 延長116m	
接合井及び分水池	淵野辺接合井	相模原市中央区淵野辺本町	容量3,000m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池	
	虹吹分水池	相模原市南区下溝（相模原浄水場内）	容量2,920m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池	
導 水 ポンプ	飯 泉	小田原市飯泉	出力6,500kW／台 4台	
	相 模 原	相模原市南区当麻	出力4,600kW／台 4台	
	伊 勢 原	伊勢原市日向（伊勢原浄水場内）	出力 690kW／台 4台	

ウ 相模大堰、社家ポンプ場

相模大堰は、相模川の河口から12.0kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大62万1,000 m^3 （相模川水系建設事業〈第1期〉）の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類が自由に川を遡上・降下できるよう左右岸に魚道を設置している。

また、沈砂池は、相模川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

導水施設は、取水施設に隣接する社家ポンプ場と綾瀬浄水場系及び伊勢原浄水場系の2系統の導水管がある。

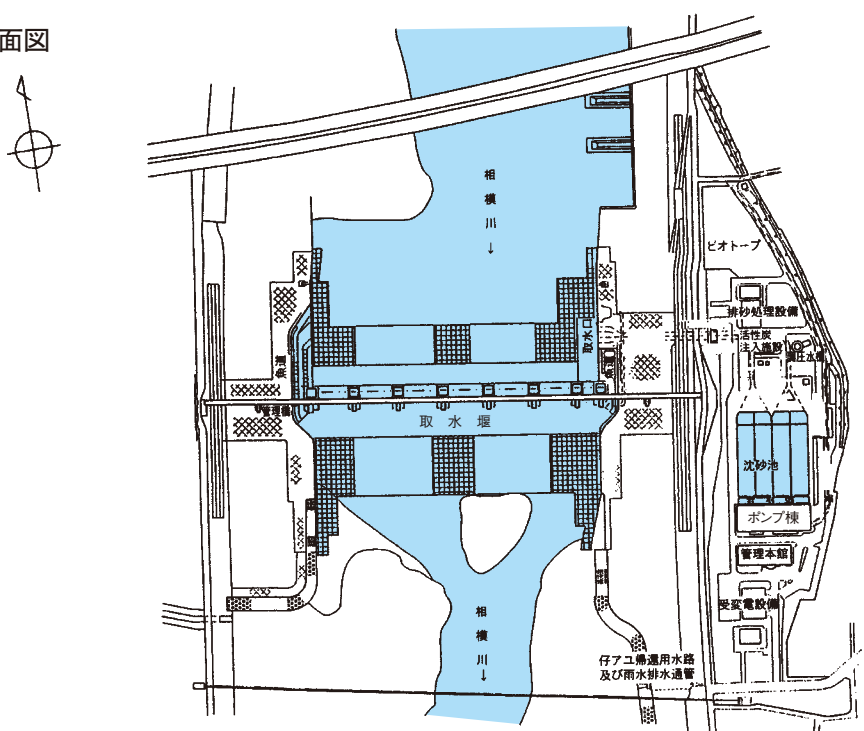
社家ポンプ場は綾瀬浄水場系の1,500kWのポンプ4台と伊勢原浄水場系の1,300kW及び1,400kWのポンプがそれぞれ2台あり、綾瀬浄水場系は綾瀬市吉岡にある綾瀬浄水場へ日量50万 m^3 の原水を導水し、伊勢原浄水場系は伊勢原市日向にある伊勢原浄水場内の伊勢原接合井へ日量40万5,000 m^3 の原水を導水することができる。

導水管は綾瀬浄水場系の内径2,600mmの導水管（延長約5.1km）と、伊勢原浄水場系の内径1,650mmの導水管（延長約9.0km）である。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
相 模 大 堰	（左岸） 海老名市社家 （右岸） 厚木市岡田	型式 可動堰 堰長495m（可動部 293.5m）堰高2.75m ゲート形式 シェル構造ローラゲート 洪水吐ゲート 純径間42.0m×扉高2.75m 4門 調節ゲート 純径間40.0m×扉高2.75m 2門 土砂吐ゲート 純径間21.0m×扉高3.25m 1門 （うち、調節、土砂吐ゲートは起伏ゲート付シェル構造ローラゲート） 左右岸魚道（主魚道、副魚道、呼び水水路）	
取 水 口	海老名市社家	幅4.5m×4門 流入水深1.5m	取水位TP+10.0m
沈 砂 池	海老名市社家	有効長70.0m×幅17.5m×有効水深3.5m 4連	
導水ポンプ	海老名市社家	綾瀬方面 出力1,500kW／台 4台 伊勢原方面 出力1,300kW／台 2台 出力1,400kW／台 2台	
導 水 管	社家ポンプ場～綾瀬浄水場	内径2,600mm、鋼管 延長5,107m	
	社家ポンプ場～伊勢原浄水場	内径1,650mm、鋼管及びダクタイル鋳鉄管 延長8,985m	

相模取水施設平面図



(3) 浄水施設

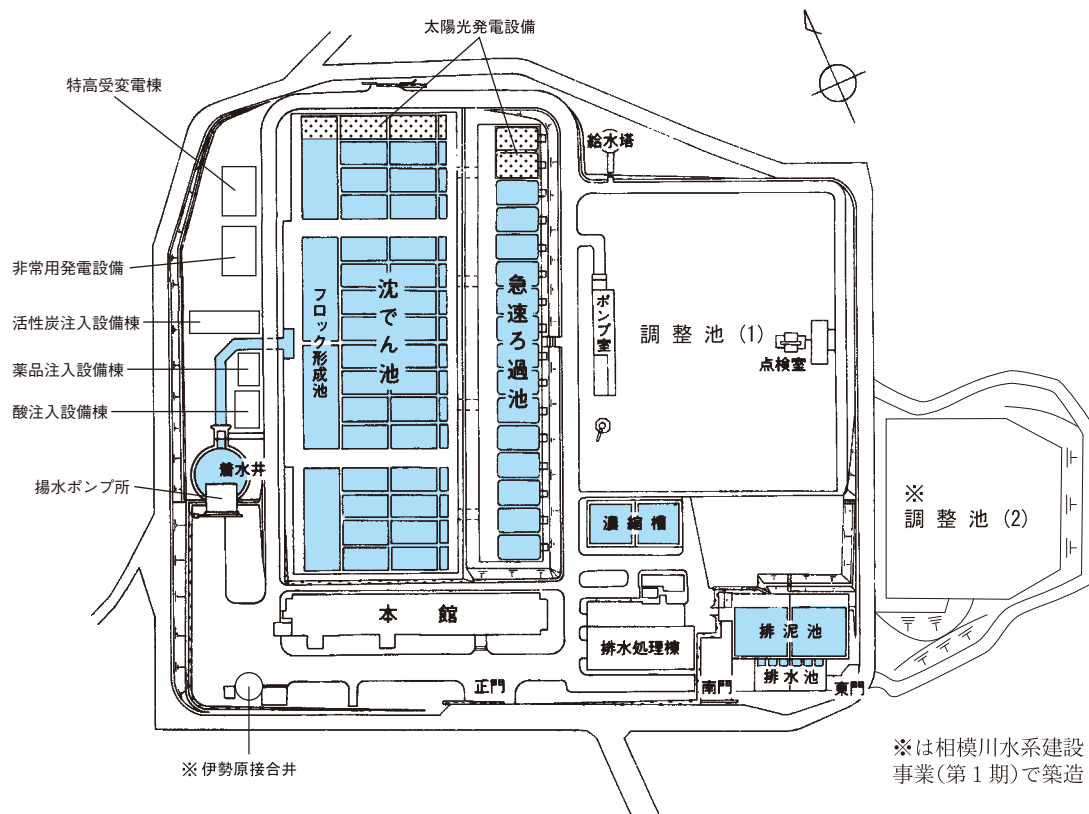
ア 伊勢原浄水場

所在地 神奈川県伊勢原市日向1297番地
敷地面積 73,816㎡
施設能力 220,000㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深5.0m、有効容量1,100㎥	1池	HWL+117.0m
沈でん池	長さ40.7m×幅40.7m×深さ5.5m 1池当たり処理能力 55,000㎥／日 横流式傾斜板沈でん池	4池	
急速ろ過池	長さ16.6m×幅10.0m×深さ3.93m 重力式 ろ過面積137㎡／池、ろ過速度120m／日 1池当たり処理能力 16,400㎥／日	16池	
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、地下1階地上3階4,515㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、湿式造粒脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	
伊勢原接合井	内径10.4m×深さ56.2m 地下7階 ※相模川水系建設事業（第1期）で築造	1池	HWL+65.25m LWL+62.14m

伊勢原浄水場平面図



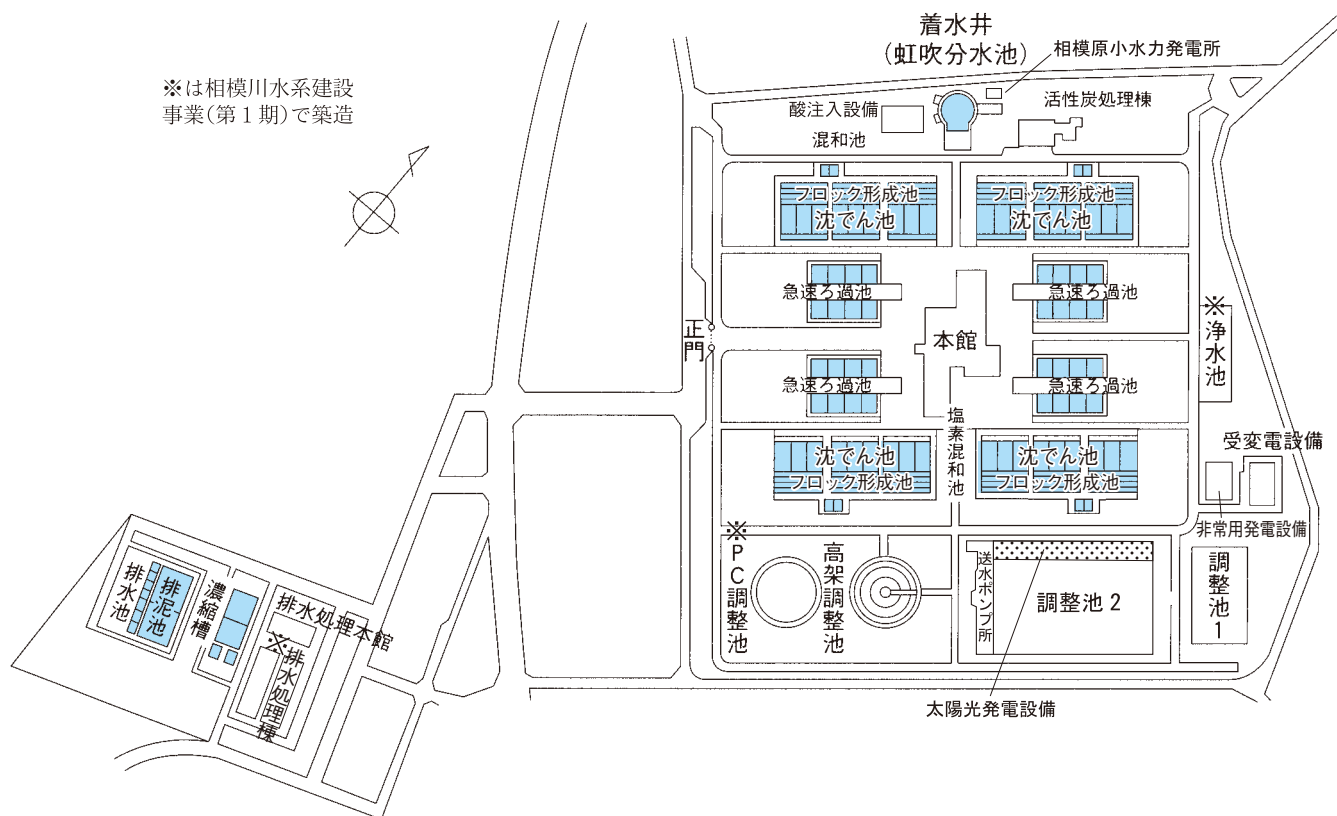
イ 相模原浄水場

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地
敷地面積 229,402㎡
施設能力 527,600㎡／日※

施設概要（※は相模川水系建設事業（第1期）増強完了後の仕様）

施設	形状寸法	数量	備考
着水井 （虹吹分水池）	内径20.0m×有効水深9.3m、有効容量2,920㎡	1池	HWL+110.3m
沈でん池	長さ25.5m×幅34.6m×深さ5.4m 1池当たり処理能力 44,000㎡／日※ 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅11.8m×深さ3.85m 重力式 ろ過面積144㎡／池、ろ過速度130.9m／日※ 1池当たり処理能力 18,850㎡／日※	32池	
浄水池	長さ91.64m×幅49.62m×有効水深5.5m、有効容量23,000㎡ （相模川水系建設事業（第1期）で築造）	1池	HWL+103.0m LWL+ 97.5m
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、次亜注入機室、 薬品注入機室、地下1階地上4階9,496㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機※、乾燥機※、排水処理棟※	1式	

相模原浄水場平面図



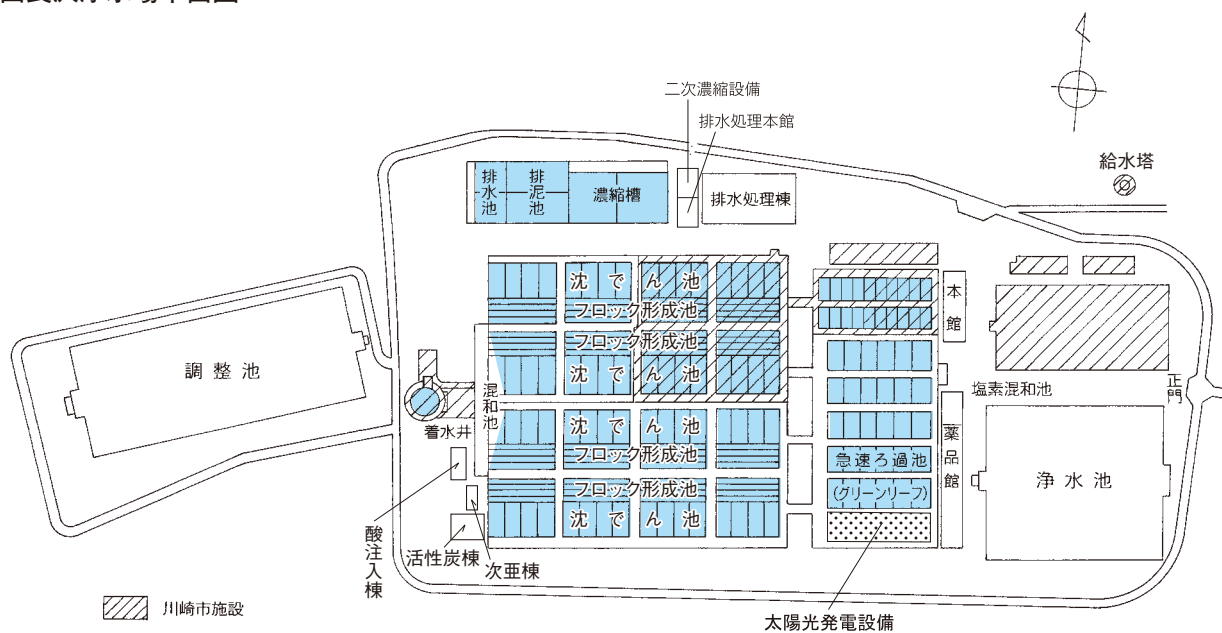
ウ 西長沢浄水場

所在地 神奈川県川崎市宮前区潮見台 4 番 1 号
敷地面積 125,906㎡
施設能力 937,700㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深9.25m、有効容量2,900㎥	1 池	川崎市施設 HWL+90.0m
沈でん池	長さ25.0m×幅40.9m×深さ5.2m 1 池当たり処理能力 78,140㎥／日 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ17.4m×幅11.6m×深さ6.55m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積151㎡／池、ろ過速度177m／日 1 池当たり処理能力 26,700㎥／日	36池	
浄水池	長さ107.2m×幅95.4m×有効水深5.0m、有効容量50,000㎥	1 池	HWL+83.4m LWL+78.4m
本館	管理室、事務室、機械電気室、地下 1 階地上 2 階2,179㎡	1 棟	
薬品館	自家発電機室、水質試験室	1 棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、二次濃縮設備、ろ布走行型加圧脱水機、排水処理棟	1 式	

西長沢浄水場平面図



工 綾瀬浄水場

所在地 神奈川県綾瀬市吉岡887番地

敷地面積 234,495m²

施設能力 500,000m³/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	長さ34.2m×幅14.0m×有効水深5.0m（小判型）有効容量2,113m ³	1池	HWL+45.7m
沈でん池	長さ23.7m×幅30.8m×深さ6.3m 1池当たり処理能力 62,500m ³ /日 横流式傾斜板沈でん池（フィン付傾斜板）	8池	
急速ろ過池	長さ16.68m×幅10.44m×深さ7.1m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積139.11m ² /池、ろ過速度179.7m/日 1池当たり処理能力 25,000m ³ /日	24池	
本館	管理室、事務室、電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、 自家発電機室、車庫兼災害倉庫、地下2階地上3階13,603m ²	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	

綾瀬浄水場平面図



(4) 送水施設

ア 創設事業

送水路線は、構成団体の送配水施設と密接な連絡を保つとともに、給水地点における管理を容易にするため、浄水場から自然流下方式により給水している。送水路線は浄水場別の3系統とし、構成団体に対し22箇所（臨海地区（4箇所）を1箇所として計上）の給水地点から必要水量を供給するもので、3系統合わせて内径2,800mmから内径700mmまでの送水管（延長約108km）を布設するとともに、調整池9池（総有効容量273,600m³）を築造した。また、本庁舎に企業団の水運用機能の中核である管理センター（現水運用センター）を設置し、効率的な水運用に対処することとした。

施設概要

施 設			所 在 地	内 容	備 考
伊勢原浄水場系統	送 水 管			内径1,650mm～内径700mm 延長約39,200m	
	調 整 池	伊 勢 原 1	伊勢原市日向 （伊勢原浄水場内）	長さ111.4m×幅75.4m×有効水深5.0m 有効容量40,000㎡	HWL+110.0m LWL+105.0m
		藤 沢	藤沢市稲荷	長さ76.0m×幅34.2m×有効水深8.0m 有効容量20,000㎡	HWL+ 47.5m LWL+ 39.5m
相模原浄水場系統	送 水 管			内径2,000mm～内径1,000mm 延長約31,400m	
	調 整 池	相模原（高架）	相模原市南区下溝 （相模原浄水場内）	内径52.0m×有効水深5.0m 有効容量10,000㎡	HWL+128.0m LWL+123.0m
		相 模 原 1	〃	長さ80.1m×幅51.7m×有効水深5.0m 有効容量20,000㎡ ※創設事業で浄水池として築造	HWL+102.6m LWL+ 97.6m
		相 模 原 2	〃	長さ114.8m×幅80.0m×有効水深5.0m 有効容量40,000㎡	HWL+102.3m LWL+ 97.3m
		矢 指	横浜市旭区矢指町	1 号 池 長さ70.0m×幅19.5～47.2m（台形） ×有効水深5.0m 2 号 池 長さ85.8m×幅42.6m×有効水深5.0m 有効容量 合計30,000㎡	HWL+ 83.3m LWL+ 78.3m
	統	送 水 ポ ン プ	相模原市南区下溝 （相模原浄水場内）	出力900kW／台 4台 （他に相模川水系建設事業増設分1台あり）	
西長沢浄水場系統	送 水 管			内径2,800mm～内径1,000mm 延長約37,800m	
	調 整 池	西 長 沢	川崎市宮前区潮見台 （西長沢浄水場内）	長さ180.0m×幅68.8m×有効水深5.0m 有効容量60,000㎡	HWL+ 82.2m LWL+ 77.2m
		保 木	横浜市青葉区美しが丘西	長さ80.8m×幅51.8m×有効水深5.0m 有効容量20,000㎡	HWL+ 79.2m LWL+ 74.2m
		港 北	横浜市都筑区二の丸	長さ80.3m×幅66.3m×有効水深6.5m 有効容量33,600㎡	HWL+ 60.0m LWL+ 53.5m

イ 相模川水系建設事業（第 1 期）

送水路線は、新設の綾瀬浄水場から 3 系統、既設の相模原浄水場から 2 系統のほか、相模原浄水場系統と西長沢浄水場系統を連絡する送水管を布設し、構成団体に対し 17箇所の給水地点から必要水量を供給している。これらの 6 系統合わせて内径2,000mmから内径600mmまでの送水管延長約95kmを布設するとともに、調整池 9 池（総有効容量220,000m³）を築造した。

また、新設の綾瀬浄水場系統の送水管と既設の 2 浄水場（伊勢原、相模原）系統の送水管を連絡した他、既設の 2 浄水場（相模原、西長沢）系統の送水管を連絡した。このことにより、各浄水場間の浄水の相互融通が可能になった。

施設概要

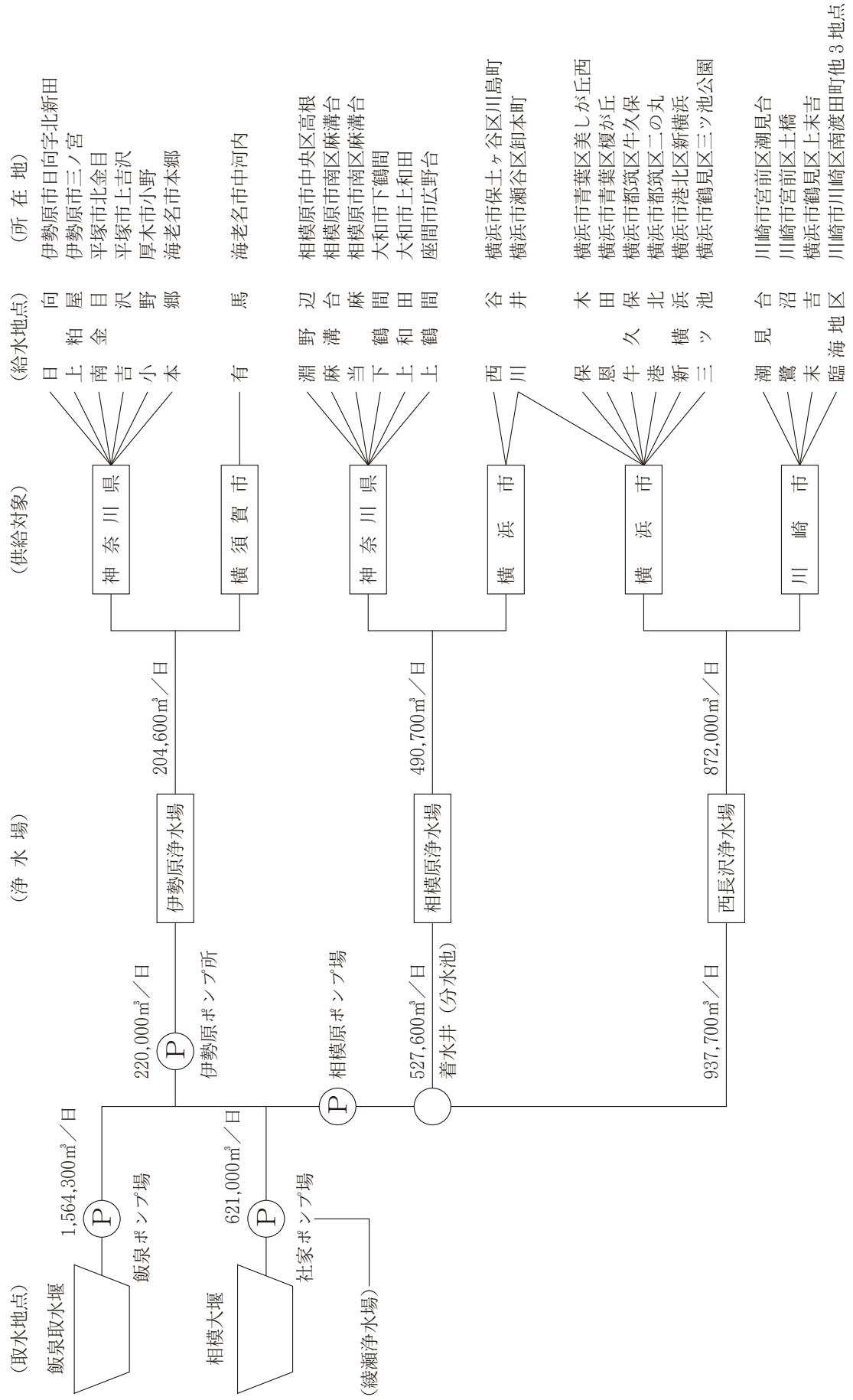
施 設			所 在 地	内 容	備 考
綾瀬浄水場系統	送 水 管			内径2,000mm～内径600mm 延長約70,100m	
	調 整 池	綾 瀬 1, 2	綾瀬市吉岡 （綾瀬浄水場内）	長さ88.8m×幅84.8m×有効水深7.0m 有効容量50,000m ³ × 2 池	HWL+ 32.7m LWL+ 25.7m
		小 雀	横浜市戸塚区 小雀町	1 号 池 長さ74.7m×幅17.7m×有効水深6.0m（台形） 2 号 池 長さ89.7～14.2m×幅19.2～52.7m×有効水深6.0m（L形） 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 54.0m LWL+ 48.0m
		朝 比 奈	横浜市栄区上郷町	1 号 池 長さ113.8m×幅23.05m×有効水深6.0m 2 号 池 “ 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 93.0m LWL+ 87.0m
		田 浦	逗子市沼間	内径26.0m×有効水深10.0m 有効容量5,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 72.0m
		太 田 和	横須賀市平作	長さ50.35m×幅54.0m×有効水深4.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 78.0m
	送 水 ポ ン プ 場	綾 瀬 送 水 ポ ン プ 所	綾瀬市吉岡 （綾瀬浄水場内）	横須賀方面 出力 1,130kW／台 4 台 大 和 方 面 出力 910kW／台 2 台 上今泉方面 出力 420kW／台 3 台	
		小 雀 ポ ン プ 場	横浜市戸塚区 小雀町	出力1,450kW／台 1 台 出力1,100kW／台 2 台	
		港 南 台 ポ ン プ 場	横浜市磯子区 峰町	出力290kW／台 3 台	
伊勢原浄水場系統	調 整 池	伊 勢 原 調 整 池 2	伊勢原市日向 （伊勢原浄水場内）	長さ70.4m×幅66.4m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 110.0m LWL+ 105.0m
相模原浄水場系統	送 水 管			内径1,350mm～内径1,100mm 延長約9,700m	
	調 整 池	相 模 原 PC調 整 池	相模原市南区下溝 （相模原浄水場内）	内径50.5m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 128.0m LWL+ 123.0m
		淵 野 辺 調 整 池	相模原市中央区 高根	1 号 池 長さ39.3m×幅34.1m×有効水深7.0m 2 号 池 長さ24.3m×幅37.6m×有効水深7.0m 有効容量 合計15,000m ³	HWL+ 116.9m LWL+ 109.9m
	送 水 ポ ン プ	相模原送水 ポ ン プ 所	相模原市南区下溝 （相模原浄水場内）	淵野辺方面 出力 200kW／台 2 台 出力 900kW／台 1 台	
連絡施設	送 水 管			内径1,200mm～内径800mm 延長約15,100m	
	送 水 ポ ン プ	い ぶ き 野 ポ ン プ 場	横浜市緑区 いぶき野	出力400kW／台 4 台	

10 給水地点

(1) 給水系統図

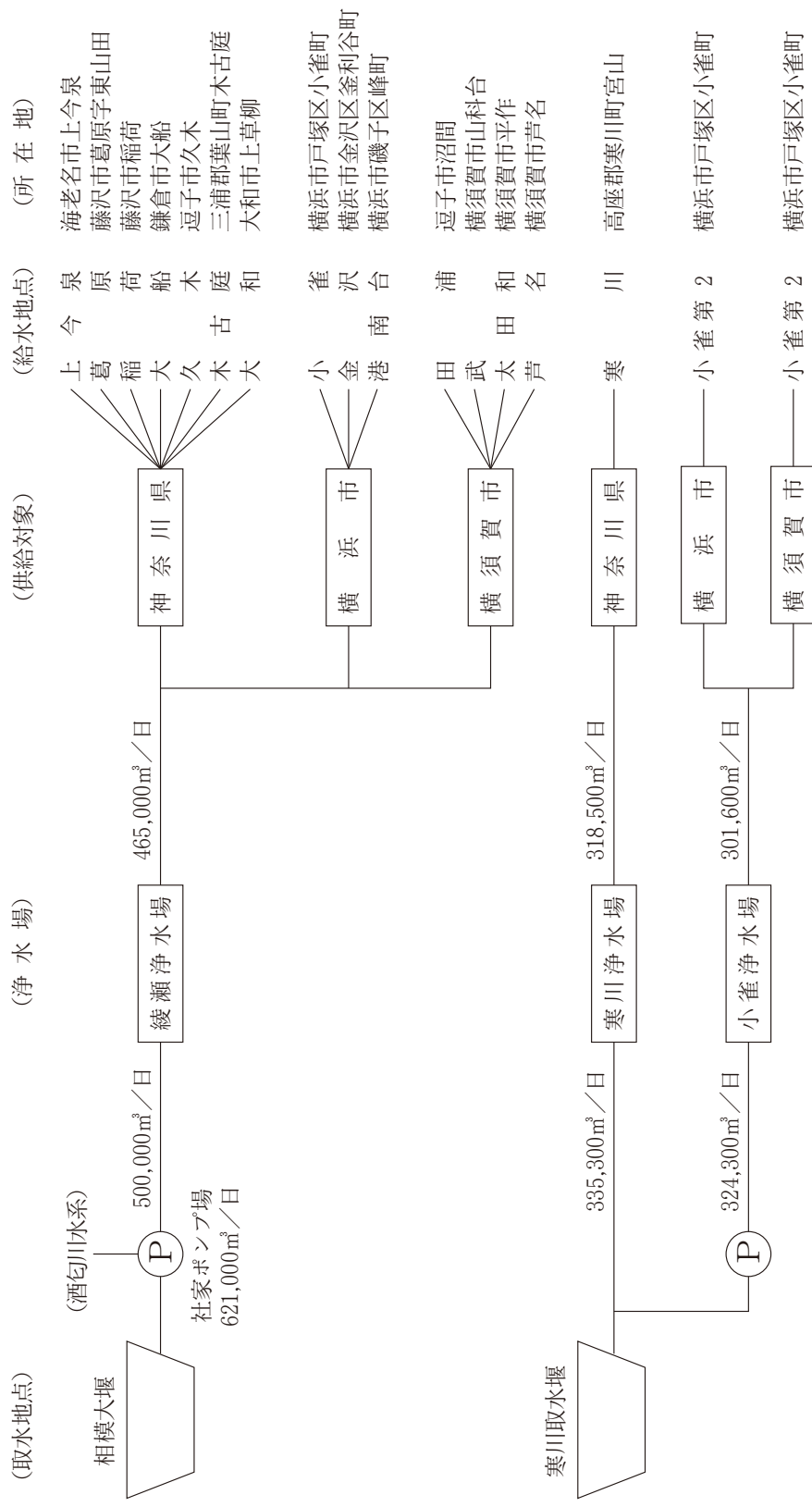
ア 酒匂川水系（一部相模川水系分を含む。）

（平成31年 4 月 1 日現在）



イ 相模川水系

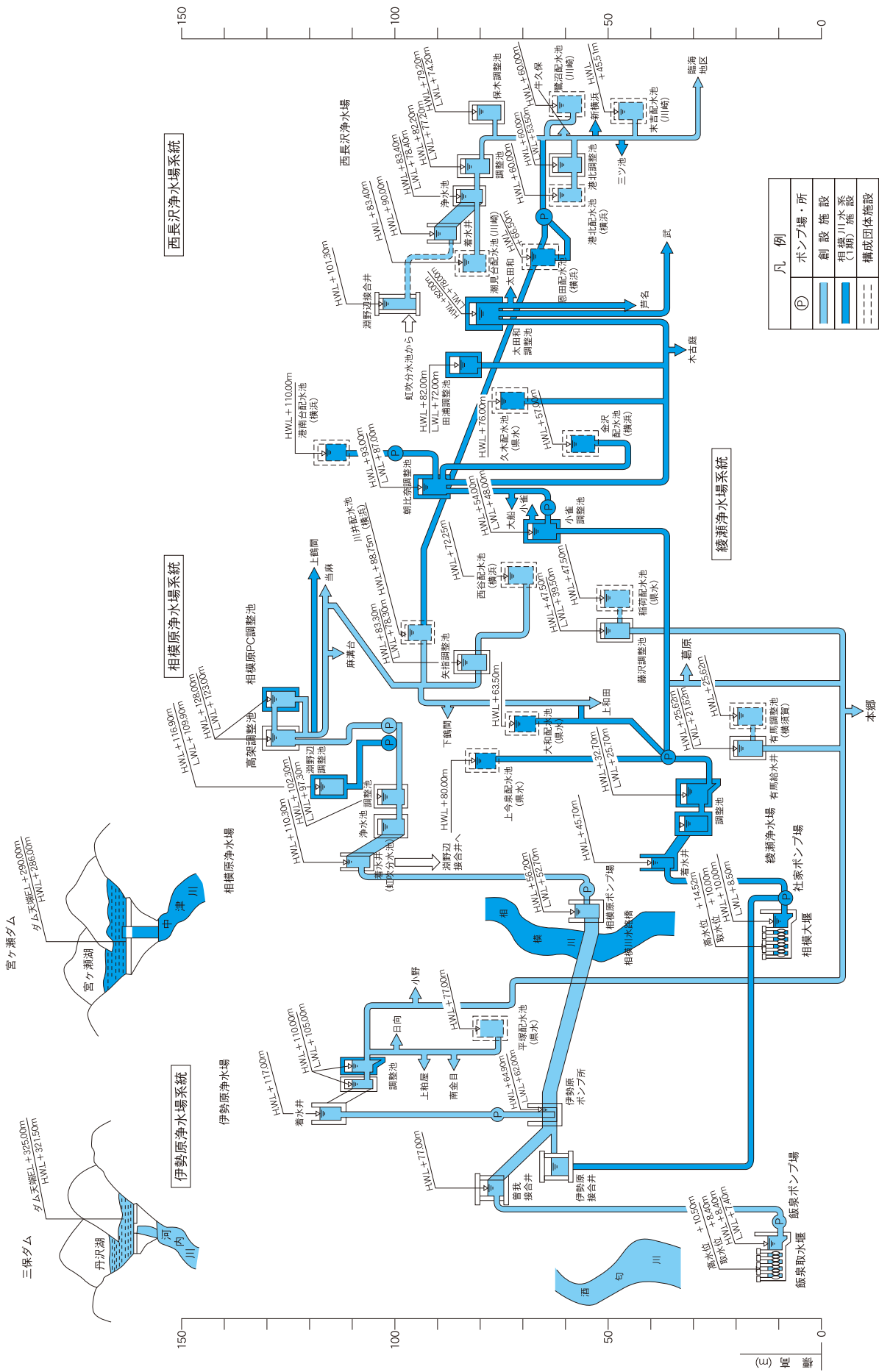
(平成31年4月1日現在)



給水地点総数

区 分	給水地点数
神奈川県	20
横浜 市	12
川 崎 市	4
横 須 賀 市	6
計	42

(2) 水位関係図



注 相模川水系寒川事業分については省略している。

参 考

神奈川県内広域水道企業団規約

(昭和44年5月1日)
自治許第302号自治大臣許可

改正 昭和46年12月27日自治許第515号
平成13年4月17日総行市第54号
平成19年1月25日総行市第11号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、横浜市旭区矢指町1194番地に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県 3人

横浜市 4人

川崎市 3人

横須賀市 1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

(企業団の議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第8条の2 企業団に副企業長1人を置く。

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、企業長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員の任期は、3年とする。

3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 監査委員に事務局を置く。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、自治大臣の許可の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月27日自治許第515号)

改正後の規約は、自治大臣の許可の日から起算して1月をこえない範囲内で神奈川県内広域水道企業団の規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和46年12月27日規則第3号で昭和46年12月27日から施行)

附 則 (平成13年4月17日総行市第54号)

改正後の規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日総行市第11号)

改正後の規約は、平成19年4月1日から施行する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(昭和44年7月7日)
神奈川県内広域水道企業団条例第10号

改正 昭和47年3月31日条例第1号 昭和48年6月15日条例第3号
昭和49年3月30日条例第4号 昭和51年3月27日条例第2号
昭和61年10月30日条例第2号 平成9年11月11日条例第3号
平成14年11月14日条例第4号 平成16年2月16日条例第2号
平成17年11月21日条例第6号 平成24年2月13日条例第1号
平成26年2月12日条例第1号

水道用水供給事業の設置等に関する条例をここに公布する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(用水供給事業の設置)

第2条 次条第2項に規定する水道事業者は、酒匂川及び相模川に係る水道用水を供給するため、用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

3 1日最大給水量は、266万3,800立方メートルとする。

(組織)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に総務部及び技術部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない企業団の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 企業団の業務に関し、法第40条第2項目の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第8条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他企業長が必要と認める事項

3 天災事変その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかった場合は、企業長は、その事由がやんだ後すみやかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条に規定する用水供給事業において、酒匂川に係る水道用水を供給するまでの間、酒匂川以外の水源から取水し、水道用水を供給することができる。

附 則 (昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第3号)

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

構成団体水道料金一覧表

区分 団体名	家 事 用		業 務 用				浴 場 用		臨時用(又は一時用)		共 用		家事用料金(1箇月)	
	基 本 料 金	超 過 料 金	基本料金	超 過 料 金			基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	10㎡	20㎡
神奈川県 (18.4.1 施行)	8 ㎡以下 710円	9㎡～ 16 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～	15㎡ 128円 20 135 30 172 50 237 294	8 ㎡以下 710円	9㎡～ 51 ～ 101 ～ 301 ～ 1,001 ～	50㎡ 201円 100 221 300 280 1,000 337 10,000 394	10,001㎡～ 436円	8 ㎡以下 710円	9 ㎡～ 57円	8 ㎡以下 1,249円	9 ㎡～ 589円	共用区分なし	1,043円	2,463円
横 浜 市 (13.4.1 施行)	8 ㎡以下 790円	9㎡～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10㎡ 43円 20 158 30 226 50 269 100 293 320	8 ㎡以下 790円	9㎡～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10㎡ 43円 20 158 30 226 50 269 100 293 320	301㎡～ 1,000㎡ 369円 1,001 ～ 409	8 ㎡以下 790円	9 ㎡～ 42円	業務用に統合		共用区分なし	946円	2,652円
川 崎 市 (22.4.1 施行)	(専用) 8㎡以下 530円	9㎡～ 11 ～ 21 ～ 26 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～ 201 ～ 501 ～ 1,001 ～	10㎡ 95円 20 139 25 185 30 194 50 209 100 253 200 278 500 329 1,000 343 357	(専用) 8㎡以下 530円	業 務 用 区 分 な し			8㎡以下 530円	9㎡～ 46円	臨時用区分なし		使用水量 1 戸 5 ㎡ まで 260円 6 ㎡～ 46円	777円	2,278円
横 須 賀 市 (9.4.1 施行)	(口径別、一般用) 10㎡以下 口径20mm以下 890円 25 1,890 40 4,300 50 6,720 75 15,700 100 26,000 150 54,000 200 77,000 250 132,000 300 216,000	11㎡～ 26 ～ 51 ～ 101 ～ 501 ～	25㎡ 150円 50 214 100 273 500 299 326	(口径別、一般用) 10㎡以下 口径20mm以下 890円 25 1,890 40 4,300 50 6,720 75 15,700 100 26,000 150 54,000 200 77,000 250 132,000 300 216,000	業 務 用 区 分 な し			(全口径) 10㎡以下 890円	11㎡～ 47円	(工事用) 基本料金は家事用 と同じ 超過料金は 326円		共用区分なし	961円 (口径20 mm以下)	2,581円 (口径20 mm以下)

注 料金表は表示上全て1 箇月分に換算した料金であり、家事用料金（1 箇月）には、消費税及び地方消費税相当額が加算されている。

事業の概要

令和元年度

令和元年7月発行

編集 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課
発行 〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194 番地
電話 045 (363) 1111 (代)
FAX 045 (363) 1121

ホームページ <http://www.kwsa.or.jp/>



企業団キャラクター
『ウォービー』